ISSN 1344-6258

長　崎　大　学

総　合　環　境　研　究

第14巻　第2号

目　　次

学術論文

自然エネルギー転換意識の形成プロセス　－内発的動機の観点から－
保坂　稔 …… 1

新生マレショーセにおける « officiers » の採用・就任手続
正本　忍 …… 11

学術資料

研究ノート

環境行政による環境資料の作成と活用に関する現状と課題
遠藤はる奈・中村　修 …… 23

中国における大衆消費社会の特徴　－日本との比較を通して－
程　琳・谷村賢治 …… 29

学校給食の評価のあり方に関する研究
本田　藍・秋永優子・下村久美子・阿曽沼樹・
糟須海圭子・中村　修 …… 41

長　崎　大　学　環　境　科　学　部

2012年4月

学　術　論　文

長崎大学総合環境研究　第14巻　第２号　pp.１－９　2012年４月

【学術論文】

自然エネルギー転換意識の形成プロセス
－内発的動機の観点から－

保坂　稔*

A Process of Positive Attitude to Renewable Energy From the Perspective of Intrinsic Motivation

Minoru HOSAKA

Abstract

2011 Great Eastern Japan earthquake collapsed the safety myth of nuclear power generation. This paper analyzes positive attitude to renewable energy from the perspective of intrinsic motivation, authoritarian attitude, environmental conservation behavior and experiential activities in childhood by using the data of 260 university students in Nagasaki.

It can be said that it is important with the viewpoint of intrinsic motivation to the purpose of positive attitude to renewable energy. Moreover, intrinsic motivation is effective to environmental conservation consciousness and environmental conservation behavior.

Key words：Positive Attitude to Renewable Energy, Intrinsic Motivation, Authoritarian Attitude

１．はじめに

2011年３月11日の東日本大震災に伴う福島原発事故は，原子力の安全神話を根底から覆した。その後，産業界の一部から，自然エネルギー転換に向けた動きがさまざまにみられる。たとえば，孫正義氏は，自治体と産業界の対話の場として，自然エネルギー協議会を立ち上げたり，自然エネルギー財団を創設したりという活動をしている。

他方で，資源に限りがある日本では，原子力が依然として重要なエネルギーという考え方も根強い。原子力の安全神話が3.11以降変化したことは確かであるものの，個々人によって原子力に対する不信感や自然エネルギー転換への賛否が異なる。

本稿では，自然エネルギー転換意識の形成プロセスがどのようなものなのかについて，学生意識調査のデータを用いて計量的に検討することを目的とする。計量的な環境意識研究といえば，社会心理学や社会学の古典的尺度との関連で論じられてきた。前者でいえば，広瀬幸雄の研究（1995）が，後者であれば吉川徹の研究（1998）が著名である。吉川は，反権威主義が環境保護意識を高めるという知見を見出している。さらに，数理社会学的なモデルを使った篠木幹子の研究（2007）は，環境意識研究を扱った数少ない単著の一つである。広瀬の研究でいえば，認知的不協和理論や社会的ジレンマ論が，吉川の研究であれば権威主義といったそれぞれの領域での先行研究をベースとし，仮説を構築して，環境意識や環境行動を分析してきた。近年ではさらに，子ども

*長崎大学環境科学部
受領年月日　2011年12月26日
受理年月日　2012年　3月　5日

の頃の自然体験が環境意識を促進するという研究がなされている。たとえば，宮川雅充らは，「子どもの頃の家庭環境や自然体験が，環境配慮行動や社会活動の実践に影響を及ぼしている」（宮川ほか[2010:47]）といった指摘をしている(1)。

しかし以上の計量的な環境意識研究の中では，自然エネルギー転換意識の形成プロセスについては，ほとんど検討されでこなかった。これまでの研究で使われてきた環境意識を測定する質問は，たとえばゴミの分別であったり，リサイクルであったり，レジ袋であったりした。あるいは自然環境やオゾン層が問題とされており，「自然エネルギー」が明示的に用いられる質問はほとんどなされてこなかった。この理由の一つには，計量的な環境意識研究の歴史が浅いこともあるが，環境意識研究の中で，自然エネルギー転換自体を主題として論じることが少なかったためと考えられる。

本稿では，環境意識研究で用いられてきた権威主義などの尺度を用いて，自然エネルギー転換意識の形成プロセスについて検討を進めていきたい。本稿で用いる尺度は，環境意識，環境行動，権威主義，子どもの頃の自然体験の他に，社会心理学や教育学の分野で用いられている内発的動機である。

まず権威主義についてであるが，本稿では「原子力安全神話」を，既存の社会が提供している一種の権威と考え，権威主義的態度の人ほど自然エネルギー転換に否定的という仮説で検討することにした。また自然体験については，子供の頃に自然に親しんだ人ほど，自然エネルギーに賛成し，自然の循環に組み込まれない原子力に反対という仮説を立ててみることにした。

内発的動機という視点は，ハーツバークやマズローなど社会心理学の領域で用いられてきたものの，環境意識研究ではこれまでほとんど注目されてこなかった。内発的動機は，職業選択にあたって達成感や自己成長の機会などを重視し，内発的動機の対概念である外発的動機は給与や職場の雰囲気，人間関係の良さなどの外生的な労働条件を重視する(2)。特に本稿で内発的動機という視点を持ち出すのは，権威主義という視点は「既存の秩序」に従うか従わないかということを主に測定するが，自然エネルギー転換意識の分析にあたっては達成感や自己成長の観点を強調する必要があると筆者が考えたからである。内発的動機が高い人ほど原子力神話が崩壊し，エネルギーの状況改善が必要という今日の状況に立ち向かう意欲も高いと考え，自然エネルギー転換に意欲的という仮説をたててみた。原子力発電中心という国策のもと，自然エネルギー分野で起業するには，達成感や自己成長を重視する内発的動機を持つことが必要と考えられるためである。また，当面はコスト高という自然エネルギー転換については，報酬を重視する外発的動機を高く持つ人は否定的という仮説が考えられる。逆にいえば，原子力政策の庇護のもと，安定した雇用形態がこれまで守られてきた原子力産業に，報酬を求める人ほど賛成するという仮説をここでは提示しておくことにしよう(3)。

検討にあたっては，「環境保護に関する学生意識調査2011」で得られたデータを用いる。この調査は，Ａ大学の１年～２年生を中心とした260名（男性119名，女性140名）を対象とし2011年７月に実施された。以下，２節では単純集計で自然エネルギーに関する傾向をみることにし，３節で尺度を導入し，４節以降で実際に分析することにしたい。なお，本稿が用いるデータは学生集合調査で得られたデータであり，一般化は望むべくもないが，東日本大震災後４ヶ月後に得たデータに基づく分析として意義を持つと考える。

２．自然エネルギーに関する単純集計

まずはじめに，3.11以前と以降で，原子力発電についてどのような意識変化がみられたかを分析することにしよう。この点については，「日本における電力供給源としての原子力発電の今後の進め方について，あなたはどうお考えになりますか」（以下，問Ｉ）という質問で，2010年にも学生意識調査で聞いた質問を用いる。なお，2010年の学生意識調査は，Ａ大学の１年～２年生269名（男性135名，女性129名）を対象とし2010年７月に実施された。第１表の単純集計より，2011年調査では2010年調査に比べて，①＋②＋③の原子力発電を増やす派が31.9%から8.5%と２割以上減り，⑤＋⑥＋⑦の減らす派が，30.4%から60.4%と倍増した。④の現状維持派は，2011年調査では若干減ったが，2011年調査では，増やす派はわずか１割の人にしか過ぎない。3.11を契機に，原子力発電への考えが大きく変化したことがわかる。

「原子力発電の今後の進め方について」の質問は，2010年調査で用いた質問であり，東日本大震災の意識変化という点で意義はあるが，「自然エネルギー」というワーディングは用いていない。自然エネルギー転換意識については，今回調査では単純に，「今回の震災を契機に，自然エネルギーの比重を高めてい

第１表　原子力発電の今後の進め方について

	2010	2011
①すべて原子力発電にする	1.9	0.4
②大幅に増やす	5.3	1.2
③やや増やす	24.7	6.9
④現状維持	37.6	31.2
⑤やや減らす	15.6	34.2
⑥大幅に減らす	7.2	18.1
⑦原子力発電を全廃する	7.6	8.1

くべきだ」(問Ⅱ）という質問に対する４分位の回答で聞いてみることにした。結果は，「そう思う」が52.3%，「どちらかといえばそう思う」が37.3%，「どちらかといえばそう思わない」が7.3%，「そう思わない」が3.1%であった。「自然エネルギー」というワーディングを用いた質問でも，９割の回答者が自然エネルギー転換に賛成という意見を示している。同様の結果は，WWF ジャパン（公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン）の調査結果でも得られている。WWF ジャパンは，2011年11月30日から12月２日かけて，無作為抽出された全国の20代～50代の男女500名を対象に「電力・エネルギー問題に関する意識調査」を行った。そのなかの質問である「将来的には，もっと自然エネルギーを利用していくべきだと思いますか」という質問に対し，94%の回答者が「思う」，「思わない」は6%と回答したという（WWF ジャパン PR TIMES 版 HP)。

また，自然エネルギー転換には発電コストが当面の間は上昇することから，「自然エネルギー転換にあたって，電気代がいくら高くなるまで許容できますか。一般家庭の電気代が月平均6000円としてお答え下さい」(問Ⅲ）という質問で電気代の観点についても聞いてみることにした。結果は，①値上げは許せないのでエネルギー転換の必要は無い＝4.3%，②5%（300円）増し＝21.3%，③１割（600円）増し＝41.5%，④２割（1200円）増し＝24.4%，⑤３割（1800円）増し＝5.4%，⑥４割（2400円）増し＝3.1%である。１割程度の値上げであれば，多くの学生はやむを得ないと考えているようである。

自然エネルギーへの賛否については，問Ⅰ～問Ⅲの質問を単純集計で検討したが，次節ではこれまでの環境意識研究で用いられてきたさまざまな尺度を導入することにしよう。

３．尺度の導入

まず，環境保護意識については，吉川徹や筆者(2002a)がこれまで用いたものを利用した。環境保護意識の項目についても主成分分析を施した。質問は，「森林や海水，湖水などの自然環境を守るためなら，便利さや快適さを犠牲にしてもかまわない」「エネルギー資源保護のためなら，便利さや快適さを犠牲にしてもかまわない」「地球温暖化やオゾン層破壊を防ぐためなら便利さや快適さを犠牲にしてもかまわない」の３題で聞いた。回答は「そう思う」／「どちらかといえばそう思う」／「どちらかといえばそう思わない」／「そう思わない」の４分位を用いている。結果は，次の通りである（第２，３表)。

第２表，第３表によれば，環境保護意識の質問項目において，１つの主成分が抽出された。以下，第１主成分を尺度として抽出し，主成分得点を用いてこの概念を数値化し，議論を進めてゆく。

第２表　環境保護意識の主成分分析

	成　分
	1
森林や海水	.888
エネルギー資源	.893
地球温暖化	.907

第３表 環境保護意識の寄与率

成　分	初期の固有値	
	合　計	累　積 %
1	2.409	80.290
2	.322	91.026
3	.269	100.000

なお，本稿が用いているデータが学生意識調査であることから，これまでの一般市民対象の調査（00東京調査）や学生意識調査（05愛知調査，および長崎調査）で得られた結果と傾向を比較したのが第４表である[(4)]。

第４表によれば，一般市民調査である00東京を除いて，ほとんど同じ傾向であることが分かる。特に筆者が注目したいのは，2010年長崎調査と2011年長崎調査の傾向がほぼ同じ点である。前節でみたように，原子力の今後（問Ⅰ）については，大きく意識変化がみられたのに対し，環境保護意識項目については変化がない点である。東日本大震災については，自然エネルギーや原子力の今後についてインパ

クトがある出来事であったが，地球温暖化やエネルギー資源といったワーディングで測定される環境意識に関してはあまり影響を与えていないということがうかがえる。

第４表　環境保護意識の回答加算比較（%）

	そう思う	ある程度そう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	計
11長崎	44.2	155.2	82.8	17.8	300.0
10長崎	45.5	148.2	88.0	18.4	300.1
07長崎	45.7	172.0	62.8	20.0	300.5
06長崎	49.2	159.6	772.	14.1	300.1
05愛知	42.7	154.5	77.3	25.4	299.9
00東京	124.9	127.4	28.5	19.5	300.3

次に，環境保護行動については，宮川ほか(2009)や無漏田芳信ほか（2003）を参考にし，「あなたは，次のような行動をしていますか」という質問に対し，「行っている」「少しは行っている」「あまり行っていない」「行っていない」という４分位で回答を得た（「行っている」を４点，「行っていない」を１点)。質問項目は，「ゴミの減量」「エコバックの持参」「コンビニでレジ袋を断る」「マイ箸の持参」「エアコン設定温度の注意（冬20度以下，夏28度以上)」の５つである。

環境保護行動について主成分分析をした結果は，次の通りである（第５，６表)。第５表，第６表によれば，環境保護行動の質問項目において，１つの主成分が抽出された。以下，第１主成分を尺度として抽出し，主成分得点を用いてこの概念を数値化し，議論を進めてゆく。

第５表　環境保護行動の主成分分析

	成　分
	1
ゴミの減量	.642
エコバック	.751
コンビニで袋を断る	.666
マイ箸の持参	.500
エアコン設定温度	.496

第６表　環境保護行動の寄与率

成　分	初期の固有値	
	合　計	累　積 %
1	1.916	38.325
2	.908	56.480
3	.860	73.686
4	.745	88.582
5	.571	100.000

子どもの頃の家庭における自然体験については，宮川ほか(2009)や浅香ほか（2004）を参考にし，「動植物観察」「動植物飼育」「山菜収穫」「昔の遊び（竹とんぼなど)」「昆虫採集」の５つについて体験しているものをすべて選択して回答してもらった[(5)]。自然体験の項目についても主成分分析を施した。結果は，次の通りである（第７，８表)。第７表，第８表によれば，子どもの頃の自然体験の質問項目において，１つの主成分が抽出された。以下，第１主成分を家族自然体験として抽出し，主成分得点を用いてこの概念を数値化し，議論を進めてゆく。

第７表　家族自然体験の主成分分析

	成　分
	1
動植物観察	.740
動植物飼育	.689
山菜や木の実	.633
昔の遊び	.689
昆虫採集	.720

第８表　家族自然体験の寄与率

成　分	初期の固有値	
	合　計	累　積 %
1	2.415	48.309
2	.973	67.772
3	.661	81.000
4	.506	91.129
5	.444	100.000

権威主義については，従来の日本の権威主義的態度項目を用いた。「以前からなされたやり方を守ることが，最上の結果をうむ」「子どものしつけで一番大切なことは，両親に対する絶対服従である」「目上の人には，たとえ正しくないと思っても従わなければならない」「伝統や慣習に従ったやり方に疑問を持つ人は結局は問題を引き起こすことになる」「この複雑

な世の中で何をすべきかを知る唯一の方法は，指導者や専門家に頼ることである」。回答は４分位で得た。第９表，第10表から，権威主義の質問項目において，１つの因子が抽出された。以下，第１主成分を尺度として抽出し，因子得点を用いてこの概念を数値化し議論を進めてゆく。

第９表　権威主義の主成分分析

	成　分
	1
以前からの方法	.541
子どものしつけ	.656
目上の人	.615
伝統や慣習	.629
複雑な世	.687

第10表 権威主義の寄与率

成　分	初期の固有値	
	合　計	累　積 %
1	1.968	39.366
2	.924	57.838
3	.758	72.994
4	.746	87.906
5	.605	100.000

第11表　権威主義的態度の回答加算比較（%）

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらでもない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	計
11長崎	17.7	63.3	116.2	151.7	150.9	499.8
10長崎	13.8	58.3	126.7	173.3	128.1	500.2
07長崎	17.2	53.0	97.5	157.6	174.5	499.8
06長崎	14.0	43.9	94.9	163.1	184.2	500.1
05愛知	14.6	64.3	120.4	143.4	157.0	499.7
00東京	13.9	37.8	73.2	109.5	265.8	500.2

権威主義項目についても，得点比較をしてみたが，ほとんど傾向に差異がなかった（第11表）。福島原発事故による安全神話の崩壊は，既存の権威に対し従う態度にインパクトがなかったと考えることができるように思われる。

最後に，職業へ向き合う動機の質問項目については，東郷佑紀らの研究（2009）を参考にした。「あなたは，職業選択に関する次のような意見についてどう思いますか」という質問に対し，「仕事を通じて成長する機会があることを重視する」「興味のある仕事ができることを重視する」「責任ある仕事をする機会が多いことを重視する」「雇用が保障されていることを重視する」「勤め先の福利厚生を重視する」「給与水準を重視する」に対する意見を聞いた。回答は４分位で得た。第12表～第14表によれば，２つの主成分が抽出された。以下，第１主成分を外発的動機，第２主成分を内発的動機として抽出し，主成分得点を用いてこの概念を数値化し，議論を進めてゆく。

次節では，本節で得られた尺度を用いて，重回帰分析をしてみることにしよう。

第12表　動機項目の主成分分析（回転後）

	成分	
	1	2
仕事を通じた成長	.027	.816
興味ある仕事	.176	.550
責任ある仕事	-.133	.740
雇用保障	.794	.039
福利厚生	.785	.063
給与水準	.739	-.008

バリマックス回転

第13表　動機項目の寄与率

成　分	回転後の負荷量	
	合　計	累　積 %
1	1.842	30.704
2	1.521	56.055
3	…	…

第14表　成分変換行列

成　分	1	2
1	.965	.264
2	-.264	.965

４．環境行動と内発的動機

重回帰分析をするにあたっては，「家庭の経済的ゆとり」についての変数を投入し，属性変数としてはさらに，性別を入れて重回帰分析をしてみることにする(6)。さらに，メディア接触頻度についても聞くことにした。メディアについては，3.11の福島原発の映像を見た人ほど，つまりテレビを見た人ほど自然エネルギー転換に意欲的という仮説を立ててみた。新聞やラジオでは，リアリティが乏しいため，効果がないと現時点では考えることにしよう。「新聞」「テレビ」「ラジオ」「ネット」の４つのメディアについて，「この1年間，平均してあなたは以下のメ

ディアどれくらい接触しましたか」という質問で聞いた。回答は,「毎日２時間以上」「毎日１時間程度」「週に数日」「ほとんどない」で得た。

第15表によれば，原発の今後について，原発を減らしていくべきだという意見は（問Ⅰ），女性であることの効果，内発的動機（正の効果），環境保護意識（正の効果）によって形成される。自然エネルギー転換については（問Ⅱ），女性であることの効果，内発的動機（正の効果），そしてテレビ（正の効果）によって形成される。電気代値上げ許容については（問Ⅲ），筆者の仮説に反し，「経済的ゆとり」から有意な効果は得られず，女性であることの効果からのみ有意な効果を得られた。

３つの問いに共通していえるのは，女性であることの効果である。女性ほど，自然エネルギーの転換に賛成したり，値上げを許容したりする傾向がある。これについては，料理にあたって放射能に汚染された食材に直面したり，放射能の影響を被りやすい子どものことを男性よりリアルに感じるためと考えられる(7)。

また，問Ⅰと問Ⅱにともににみられた「内発的動機」の効果は非常に興味深い。原子力神話が崩壊し，エネルギーの状況改善が必要という今日の状況に立ち向かうために，達成感や自己成長を実現する機会である起業への意欲が必要であるということを示していると考えられる。

第15表　重回帰分析：（ステップワイズ法）

	モデルⅠ 原発の今後	モデルⅡ 自然エネルギー	モデルⅢ 電気代値上げ許容
性別※	-.174**	-.186**	-.159*
経済的ゆとり	－	－	－
家族自然体験	－	－	－
内発的動機	.151*	.167**	－
外発的動機	－	－	－
権威主義	－	－	－
環境保護意識	.153*	－	－
環境保護行動	－	－	－
新聞	－	－	－
テレビ	－	.134*	－
ラジオ	－	－	－
ネット	－	－	－
決定係数 R^2	.089**	.077**	.021*

**p<.01, *p<.05

※ダミー変数　男＝１，女＝０

ところで，「家庭の経済的ゆとり」「子どもの頃の自然体験」「権威主義」は，筆者の仮説に反し有意な直接効果を得られなかった(8)。経済的にゆとりがあるかどうかは，今回の学生調査の結果からいえば，自然エネルギー転換などに有意な効果がない。自然エネルギー転換については，少なくとも導入の初期段階では電気代の値上げの一因となるため，経済的ゆとりがある人ほど賛成と筆者は考えていたが，結果は異なるものとなった。これについては，現状では放射能汚染が金銭的に解決が難しいこと，あるいは弱者ほど原子力災害に無力であることが避難所の映像で映し出されていたことが一因という解釈が考えられる。自然エネルギー転換についての経済的視点については，質的調査で補う必要があるように思われる。次に，子どもの頃の自然体験について効果がみられなかったことについては，現在ある風力発電などの自然エネルギーが，今回調査で聞いた昆虫採集や動植物飼育などの自然体験と直接につながらないという解釈が一つには考えられる。この点についても，質的調査によって補う必要があるといえるだろう。次節では，これまでみてきた変数を整理するためにも，パス解析を用いて自然にエネルギー意識の形成プロセスをみていくことにしよう。

５．自然エネルギー転換意識の形成プロセス

本節では，パス解析を用いて検討を進めるが，まずモデルについて説明することにしよう。性別，家庭の経済的ゆとりといった属性変数が最初に来て，その次に子どもの頃の家庭における自然体験，家庭のしつけが一因となって形成されるとされる権威主義といった社会的態度が次に位置づけられる(9)。そして，内発的動機，環境保護意識，環境保護行動という順になる（外発的動機については，内発的動機と同じ位置として第16表でモデルを作成しているが，分析の結果効果が限定的であり，パス解析では図が複雑になるため表示していない）。自然エネルギー転換意識については，レジ袋を断るといった質問で測定される環境保護意識よりも表層にあるが，環境保護行動よりも独立の位置にあるとして分析を進めることにしたい(10)。

まず注目したいのが，内発的動機は，環境保護意識，自然エネルギー転換意識，環境保護行動のそれぞれに有意な効果がある。内発的動機の重要な位置づけが明らかになったといえよう。環境保護や自然エネルギー転換には，達成感や自己成長を求める動機が必要ということになる。そしてこの内発的動機

は，反権威主義および，家庭の経済的ゆとりによって形成される。内発的動機づけは，経済的ゆとりがあることが必要である。そして第16表にあるように，家庭の経済的ゆとりのなさが効果を持つと想定される外発的動機は，経済的ゆとりによって効果を受けない。内発的動機が経済的ゆとりに影響を受け，外発的動機が受けないという点は興味深い傾向であるといえる。内発的動機はまた，反権威主義によっても形成される。いわば，内発的動機は，既存の秩序から抜けだそうという志向性もまた重要なのである。

次に注目したいのが，自然エネルギー転換意識の独自の位置づけである。環境保護行動は，環境保護意識，自然体験，内発的動機そして女性であることの効果によって形成される。そして環境保護意識も，自然体験，内発的動機によって形成される。しかし，自然エネルギー転換意識については，環境保護意識によって影響を受けず，また環境保護行動に対しても効果がない。女性であることの効果と内発的動機の効果によってのみ形成される。自然エネルギー転換意識については，温暖化などの質問によって測定される環境意識や，レジ袋を断るといった質問で測定される日常的な環境行動とは別次元の問題といえるだろう。

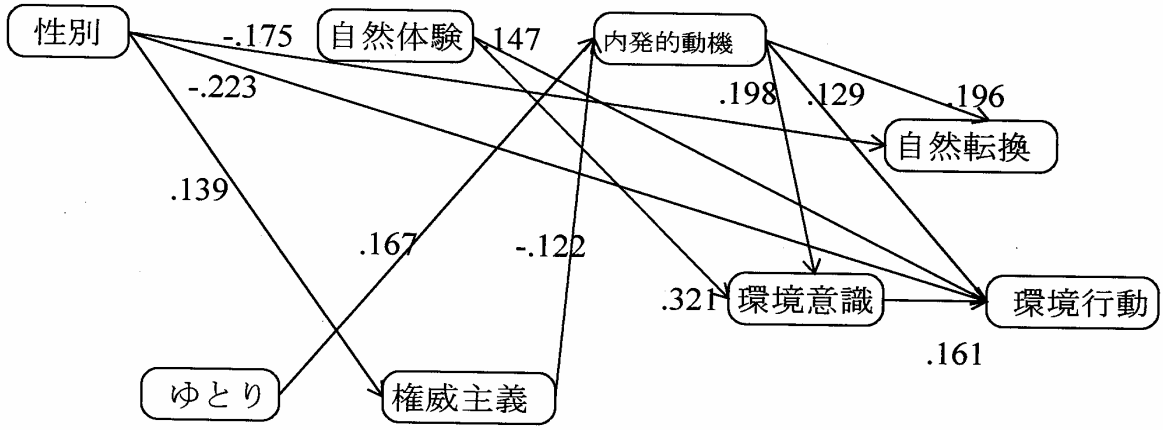

図　自然エネルギー転換意識・環境行動・環境意識のパスダイアグラム

（外発的動機は，図の見やすさのため図示していない）

第16表　重回帰分析：（ステップワイズ法）「－」は除外された変数，空欄は未投入の変数。

	モデル１ 権威主義	モデル２ 内発的動機	モデル３ 外発的動機	モデル４ 環境意識	モデル５ 自然転換	モデル６ 環境行動
性別※	.139*	－	-.189**	－	-.175**	-.223**
経済的ゆとり	－	.167**	－	－	－	－
家族自然体験	－	－	－	.321**	－	.147*
権威主義		-.122*	－	－	－	－
内発的動機				.198**	.196**	.129*
外発的動機				－	－	－
環境保護意識					－	.161*
自然エネルギー転換						－
調整済み決定係数 R^2	.015*	.034**	.032**	.150**	.070**	.148**

※ダミー変数　　**p<.01, *p<.05

6．おわりに

以上本稿で検討してきたように，環境保護意識，自然エネルギー転換意識，環境保護行動の３つについて，ともに内発的動機が非常に重要な意義があることが判明した。コンビニで袋を断るといった質問で測定される日常的な環境行動についても，内発的動機が必要である。コンビニで袋を断る勇気なり，マイ箸を持ち歩く努力なりは，内発的動機が求められるといえそうである。

これまでの環境意識研究においては，従来社会心理学の領域で盛んに用いられてきた「内発的動機」といった視点は必ずしも用いられてこなかった。しかしながら，本稿でこれまでみたように，自然エネルギー転換にせよ，日常的な環境行動にせよ，本人の内発的動機が高いことも必要である。

【注】

1）宮川らの研究については環境意識を交えた検討とはなっていないが，自然体験と環境行動についての計量的分析として意義がある。自然体験，家族関係，環境意識についての検討は，保坂，佐々木（2011）を参照のこと。

2）東郷らによれば，「職業価値とは，人々が職業を選択する際に何を重視するか」を表現するという（東郷[2009:4]）。

3）もっとも，東京電力については現在では必ずしもそうではないが，九電などは賃金カットなどについてとくに目立った報道はされていない

4）東京調査(2000)は2000年8月に実施された。調査対象は，東京都の30歳以上70歳未満の男女有権者個人を母集団として，層化２段無作為抽出法（確率比例抽出法）により2400人を抽出し，郵送回収法で行った。有効回答者数は888（有効回答率37.0%）であった。詳細は保坂(2002a)を参照のこと。また，愛知調査の詳細は保坂(2005)を参照のこと。

5）「子どもの頃」の年齢についていえば，宮川らも浅香も「小学校」としているが，本稿では幼少期も含め，対象期間を長く設定した。宮川らは小学校の自然体験についても聞いているが，「理科の実験・観察は好きだったか」の１題で測定している。

6）所得収入が家庭の経済的なゆたかさに結びつかないことがある一方で(蓮見[1989:9])，各種世論調査で使われているゆとりに関する質問は，経済的なゆとりとそれ以外のゆとりを混乱している場合がある(蓮見[1989:23])。そこで本稿では，「経済的な『ゆとり』という場合には，……最も素直には経済的な豊かさを意味し，したがって，金銭的・物質的な余裕のある状態を意味する」(蓮見[1989:23])という蓮見の指摘を踏まえ，「家庭の経済的なゆとり」で聞くことにした。得点の与え方は「かなりゆとりがある」が５点で，「まったくゆとりがない」が１点である。

7）ジェンダーと脱原発に関する議論は，長谷川公一（1991）を参照のこと。

8）脱原発に関する保守派からの議論は，たとえば竹田恒泰（2011）がある。

9）権威主義としつけについては，保坂（2002b）を参照。

10）因果関係はさまざまに考えられるが，機会を改めて検討したい。

【参考文献】

朝香英昭，小瀬博之，2004，「小学校ビオトープが中学生の環境意識に及ぼす影響」『研究報告集 I』(74)，523-526，社団法人日本建築学会。

長谷川公一，1991，「反原子力運動における女性の位置 ── ポスト・チェルノブイリの新しい社会運動 ── 」『レヴァイアサン』８号，木鐸社，41-58。

蓮見音彦，1989，「「ゆとり」と「ゆたかさ」 ── 現代日本人の生活からみて ── 」『ゆとり』，東京大学出版会，3-28。

広瀬幸雄，1995，『環境と消費の社会心理学』，名古屋大学出版会。

保坂稔，2002a，「権威主義的性格と環境保護意識 ── 破壊性の観点を中心に ── 」『社会学評論』，日本社会学会，53(1): 70-84。

── 2002b，「権威主義的性格と子どもの頃の親子関係」『ソシオロジ』第144号，109-125。

── 2005，「社会保障問題における選別意識 ── 環境・社会保障に関する学生意識調査を事例として ── 」『名古屋大学社会学論集』第26号，203-218。

保坂稔，佐々木裕，2011，「環境保護行動と子どもの頃における自然体験 ── 家族関係の観点から ── 」『総合環境研究』13(2)：47-54。

吉川徹，1998，『階層・教育と社会意識の形成』ミネルヴァ書房。

宮川雅充，井勝久喜，諸岡浩子，廣田陽子，土生真弘，青山勲，2009，「環境配慮行動および社会活動の実践と子どもの頃との関連 ── 岡山県の大学

生を対象とした質問紙調査 ── 」『吉備国際大学研究紀要』(19), 37-46。
宮川雅充, 井勝久喜, 諸岡浩子, 廣田陽子, 土生真弘, 青山勲, 2010,「環境配慮行動および社会活動の実践と生き方志向との関係 ── 岡山県の大学生を対象とした質問紙調査 ── 」『吉備国際大学研究紀要』(20), 47-55。
無漏田芳信, 粟村仁視, 柿原宏美, 酒井要, 2003,「環境イベント「家族環境小学校」の参加状況と環境意識：地域施設の活用とコミュニティ再生に関する研究・その2(建築計画)」,『日本建築学会中国支部研究報告集』 26, 649-652, 社団法人日本建築学会。
篠木幹子, 2007,『環境問題へのアプローチ ── ごみ問題における態度と行動の矛盾に関する正当化メカニズム ── 』, 多賀出版。
竹田恒泰, 2011,『原発はなぜ日本にふさわしくないのか』, 小学館。
東郷佑紀他, 2009,「向上心衰退のメカニズム」（www.spss.co.jp/ronbun/archives/2009/pdf/winner03.pdf　最終アクセス日2011年12月15日)。
WWF ジャパン (公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン)「電力・エネルギー問題」に関する意識調査　PR TIMES版 (http://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000001.000004397.html) 最終アクセス日, 2011年12月18日。

長崎大学総合環境研究　第14巻　第2号　pp. 11－21　2012年4月

【学術論文】

新生マレショーセにおける « officiers » の採用・就任手続

正本　忍*

Du recrutement des « officiers » de la nouvelle maréchaussée

Shinobu MASAMOTO

Résumé

Cet article a pour but d'examiner le recrutement des « officiers » militaires et judiciaires de la maréchaussée en Haute-Normandie entre 1720 et 1750. Nous en avons analysé et reconstitué les formalités en dépouillant des documents dont l'essentiel est conservé aux Archives nationales et aux Archives départementales de la Seine-Maritime. De l'ensemble il ressort que les intentions de ceux qui ont hérité d'un office et qui sont candidats à sa charge exercent une grande influence sur le recrutement des officiers militaires et que leur niveau de ressources y joue aussi un rôle important. Il a donc été très difficile pour le pouvoir royal de contrôler entièrement le recrutement des officiers militaires qui conservaient encore leurs offices, et ce même après la réforme de 1720. Ce problème en constitue une de ses limites. Nous notons aussi que l'on exigeait peu de compétences de magistrat de la part des officiers militaires de la maréchaussée. Cela signifie inévitablement que, dans la justice prévôtale, les officiers judiciaires de la maréchaussée et ceux des autres tribunaux appelés comme juges suppléants remplissaient un rôle plus important que les officiers militaires. Il faut noter que malgré cela, le pouvoir royal a maintenu l'essence de la justice prévôtale, c'est-à-dire que les prévôts des maréchaux ont continué à l'exercer dans le cadre de la juridiction des maréchaux de France.

Key words：maréchaussée, France, Ancien Régime, police, Normandie

1．はじめに

本稿は、1720年のマレショーセ改革を経た新生マレショーセにおいて、当時ともに « officier » と表記された将校とプレヴォ裁判役人がどのような手続のもとで採用されていたのかを検証するものである。

マレショーセは、フランス元帥 (maréchal de France) の代官であるプレヴォ・デ・マレショ (prévôt des maréchaux, prévôt général)（以下、プレヴォと略記）とその副官 (lieutenant) が元帥の裁判権を行使し、プレヴォ専決事件 (cas prévôtaux) を最終審として裁いた国王の特別裁判所（プレヴォ裁判所）である。同時に、この組織はプレヴォの指揮下にある騎兵たちが主として田園地帯と幹線道路上の治安維持を担う騎馬警察隊であり、さらに国王軍の一騎兵部隊でもあった。その成員は中隊 (compagnie) を統括する将校（プレヴォと副官）、プレヴォ裁判所において将校を補助するプレヴォ裁判役人（陪席裁判官 (assesseur)、国王検事 (procureur du Roi)、書記官）、そして同時代の文書では « archer »、« cavalier » 、あるいは時に « garde » と表記される騎馬警察隊員（班の指揮官と騎兵）に大別される。このうち、隊員の採用に関して我々はすでにいくつかの研究を公にしているので[(1)]、本稿では将校と裁判役人の採用に注目する。

同時代の文書にともに « officier » と表記されてはいるものの、将校とプレヴォ裁判役人の法的資格

*長崎大学環境科学部

受領年月日　2011年12月26日
受理年月日　2012年　3月　5日

は大きく異なっている。すなわち、1720 年の改革がマレショーセに親任官 (commissaire) システムを部分的に導入したことにより、前者が新マレショーセにおいても官職保有者 (officier) のままであったのに対して、後者は、隊員と同様、親任官に変わった(2)。国王役人のこの二つの形態はフランス絶対王政を語る際にしばしば対立の構図をもって語られる(3)が、新マレショーセは官職保有者と親任官をともに成員として抱えていた。国王役人のほとんどが官職保有者という絶対王政期にあって、マレショーセはこのように官職保有者と親任官が組織内に共存するだけでなく、後者の方が圧倒的に多い(4)という特徴を持っていた。それにもかかわらず、この組織に関する先行諸研究は、将校と裁判役人の就任・採用手続に対してほとんど関心を示していないのである。

そこで、本稿は、研究史上のこの欠落を埋めるべく、先行研究で全く言及されていないマレショーセの « officiers » の採用・就任手続を、両者の法的身分の違いに留意しつつ、史料に基づいて再構成し、彼らの採用・就任が実際にどのように行われていたのかを明らかにすることを目的とする。参照する史料は主として、国立古文書館 (Archives nationales = A.N.) とセーヌ＝マリティーム県古文書館 (Archives départementales de la Seine-Maritime = A.D.S.M.) 所蔵のマレショーセ関連文書である(5)。ここでの作業は、隊員の採用に関する研究とともに、アンシアン・レジーム期の統治構造と社会構造の根幹にある売官制 (vénalité des offices) をマレショーセを介して再検討する上での緒論と位置づけられる。

研究の直接の対象としては、これまでと同様、18 世紀前半期（1720～1750 年）のオート＝ノルマンディー地方のマレショーセを設定する。当該地方ではルアンとコードベックの２都市にプレヴォ裁判所が設置され、ルアンにプレヴォ１名、副官２名、陪席裁判官、国王検事、書記官が各１名、コードベックに副官、陪席裁判官、国王検事、書記官が１名ずつ配属された。当該時期に就任したのはプレヴォ２名、副官７名、陪席裁判官５名、国王検事４名、書記官４名である。

以下、最初に、マレショーセ改革で親任官に変更されたプレヴォ裁判役人、次いで改革後も官職保有者のままであった将校の順に採用・就任手続を検討することにしたい。

２．プレヴォ裁判役人の採用・就任手続

1720 年のマレショーセ改革時の諸王令は、プレヴォ裁判役人の人選、採用手続に関して多くを語らない。まず、1720 年３月の新マレショーセ創設の王令第５条が、国王は自ら選んだ人物に対して陸軍卿を介して親任状を与えると規定する(6)。次いで、1720 年４月９日の国王宣言が、新マレショーセの裁判役人の職には可能な限りバイイ（セネシャル）裁判所 (bailliage, sénéchausséee)（以下ではバイイ裁判所に代表させる）の裁判役人を選ぶと規定して、プレヴォ裁判役人とバイイ裁判所の裁判役人との兼任を促し、彼らはコネタブリ＝マレショーセ (Connétablie et Maréchaussée de France)（以下ではコネタブリと略記）―軍人 (gens de guerre) 及び戦争に関わるすべてに関して刑事と民事で裁くフランス元帥の裁判所―で受け入れられねばならないと命ずる(7)だけである。先行研究も、マレショーセの裁判役人の人選、採用手続の詳細について全く触れていない。したがって、我々は、採用に際して実際に行われた手続を史料から抽出して、彼らの採用手続を再構成しなければならない。

親任官制導入による変化やその効果を検証するためには、何よりもまず新マレショーセの最初の採用に注目すべきところだが、我々の調査では、当該地方における新生マレショーセの初代の裁判役人６名の採用手続を詳らかにする史料は見つからなかった。18 世紀前半に採用されたプレヴォ裁判役人の中で採用手続に関する史料が最もよく残っているのは、コードベックのバイイ裁判所・上座裁判所の国王検事 Alexandre Guillaume Leflameng がコードベックのプレヴォ裁判所の国王検事職に就任する際の手続(8)である。その前任者 Robert Cresté は 1738 年 12 月 31 日付で退職している(9)が、Leflameng の採用手続はその半年以上前から開始され、前任者の退職直後に一気に進んでいる。以下、1738 年から 1739 年にわたる Leflameng の採用手続を再構成してみよう。

①請願者 (suppliant)（Leflameng のこと。以下同様）に対して、国王が署名し、陸軍卿が副署した、フランス元帥あるいはコネタブリ長官 (lieutenant général de la Connétablie et Maréchaussée de France) 宛の親任勅許状 (brevet de commission)（1738 年６月３日付）が交付される(10)。

②請願者は、フランス元帥あるいはコネタブリ長

官に対して、上記親任勅許状のコネタブリ書記局への登記と自身の受け入れを請願する（日付なし）。

③コネタブリ長官は上記請願書をコネタブリの国王検事へ送付するよう命ずる（1739 年 1 月 10 日）。

④コネタブリの国王検事は上記の親任勅許状の登記、証人尋問 (information)・宣誓後の請願者の受け入れ、証人尋問・宣誓手続の現地裁判所への委託に関する請求を行う (requérir)（1739 年 1 月 10 日）。

⑤コネタブリ長官がコネタブリの国王検事の請求を承認する（1739 年 1 月 10 日）；（親任状の登記：1 月 10 日）。

①の親任勅許状の冒頭で、国王は、1720 年 3 月の王令によって、旧マレショーセとその官職を廃止し、新たな組織と職を創設したこと、「朕の特別な親任官職の資格で (à titre de commission particulière de nous) 当該職務を遂行することが可能と朕が判断する朕の役人 (officiers)[11]、臣民の中のある人物」にその職を「委任する (commettre)」権利を自らに留保したことを確認する。

次に、国王は、請願者 Leflameng に関して事前に提供された好意的な証言 ―文面上、国王はこの証言に基づいてこの職を彼に委任したことになっている― の内容を列挙する形で、プレヴォ裁判所の国王検事の職に求められる資質、条件を示す。すなわち、「能力、裁判関係の諸問題における経験、誠実さ、公明正大さ、用心深さ、賢明なる振る舞い、熱意、忠誠、朕に対する奉仕及び裁判の利益と公共の安寧の維持に対する格別の熱意 (la capacité, expérience dans les affaires de judicature, probité et intégrité vigilance sage conduitte zèle fidélité et affection particulière tant à notre service que pour le bien de la justice et le maintien de la tranquilité publique)」である。ほとんど同じ表現が他のプレヴォ裁判役人の親任勅許状にも見られるので[12]、これは法曹の就任の際の定型表現、そして法曹に望まれた一般的な資質と考えられるだろう。

引き続いて職務内容、職に伴う特権などを示した後、国王は、フランス元帥あるいはコネタブリ長官に対して、証人尋問の形で請願者の人物調査及び資格審査をするよう依頼する。ここで指示されるのは、良好な生活及び品行、ローマ・カトリックの信仰、満 25 歳の年齢 (bonnes vie et mœurs, religion catholique apostolique et romaine et âge de vingt cinq ans accomplis)」のチェックだが、④によれば、以上に加えて、国王及び公共への奉仕 (service du Roi et du public) に対する熱意、中隊内における親族・姻族の有無[13]、職務遂行能力 ―より具体的には弁護士 (avocat) 資格の証明― などが検査されている。

ところで、②の請願書提出の際、請願者は、「所用 (ses affaires)」のため、宣誓しにパリに赴くことができないとして、コネタブリでの受け入れ手続を現地の国王裁判所の裁判官に委託するように求めている。先述のように、Leflameng はコードベックのバイイ裁判所・上座裁判所の現職の国王検事であった。そこでの勤務を考えれば、パリのコネタブリに出向くのは難しかっただろう[14]。この請願を受けて、コネタブリの国王検事は④において、請願者の調査・宣誓手続をコードベックのヴィコント (vicomte)[15] に委託するよう請求している[16]。この調査委託には期限が設けられており、ヴィコントは 2 ヶ月以内に関係書類をコネタブリに返送しなければならない。

こうして、本来はパリのコネタブリで進む手続が、現地の国王裁判所に委託された。以降の手続はコードベックのヴィコント裁判所で進む。⑤と⑥の手続の間にコネタブリと請願者はそれぞれ以下の手続を進めている。コネタブリは親任状を登記し、共助依頼書 (commission rogatoire)[17]をコードベックのヴィコントに対して発送している。請願者は洗礼記録の謄本、弁護士の登記証明といった必要書類を準備する。コードベックでの手続は Leflameng による請願から始まる。

⑥請願者がコードベックのヴィコントに対して、証人尋問及び宣誓の手続を開始するよう請願する（日付なし）。

⑦ヴィコントがヴィコント裁判所の国王検事（以下の国王検事はすべてヴィコント裁判所の国王検事）に関係書類を送付させる（1739 年 1 月 16 日）。

⑧国王検事が上記の証人尋問手続を請求する（1739 年 1 月 16 日）。

⑨ヴィコントが国王検事の請求を承認し、証人尋問の実施を命ずる（1739 年 1 月 16 日）。

⑩ヴィコントが 3 名の証人に対して証人尋問を実施する（1739 年 1 月 16 日）。

⑪請願者がヴィコントに対して宣誓の実施、受け入れを請願する（日付なし）。

⑫ヴィコントが上記の請願書及び全ての関係書類を国王検事に対して送付させる（1739 年 1 月

16 日)。

⑬国王検事が請願者の宣誓後の受け入れを請求する（1739 年 1 月 17 日)。

⑭ヴィコントによる全関係書類の確認と朗読、請願者による宣誓の後、ヴィコントが請願者を受け入れる（1739 年 1 月 17 日)。

⑥の際、請願者が請願書とともにヴィコントに提出したのは、親任状、コネタブリによる共助依頼書、洗礼記録の謄本、（高等法院付き）弁護士及びコードベックのバイイ裁判所の国王検事の資格証明である。⑧でヴィコント裁判所の国王検事は証人尋問を請求するが、その際、法廷に召喚される証人を指名したのは国王検事である。上記の事例では、ヴィコント裁判所の国王検事が不在であったのか、別の者が代行している。⑩で尋問された証人は 3 名で、コードベック在住の聖職者 1 名と法曹 2 名である。ヴィコントはヴィコント裁判所の書記官を立ち会わせ、彼らを別々に尋問している。

就任予定者の宣誓は、彼が初めて国王裁判関係の職務に就く場合のみ行われる。国王裁判関係の官職に就いた時すでに宣誓している場合は、新たな宣誓は免除され、コネタブリと現地のマレショーセそれぞれの書記局に、この親任勅許状と現在の官職あるいはかつての官職の受け入れ及び宣誓証明 (acte de réception et prestation de serment) を登記するだけでよい（1720 年 4 月 9 日の国王宣言)。

しかし、上記国王宣言の免除規定にもかかわらず、Leflameng は宣誓を行っている。宣誓の内容は、第一に「適切かつ忠実に国王及び公衆に奉仕する (bien et fidèlement servir le Roi et le public)」こと、第二に王令、コネタブリの裁決・規則・命令を遵守すること、第三に当該親任官職に関して民事においても刑事においてもコネタブリの裁判権に服すること、第四にコネタブリの裁判権の維持 (conservation) に留意することの 4 点である。

以上、国王検事 Leflameng の採用・就任手続を再構成し、それぞれのプロセスの内容を検討してきた。旧マレショーセにおける裁判役人の売官制の問題点は、プレヴォ寄りの人物が陪席裁判官職を購入し、プレヴォ裁判役人によるプレヴォ裁判の統制が機能しなくなることであった[18]。プレヴォ裁判役人が官職保有者から親任官に変更されることによって、この問題は新マレショーセでは改善の方向に向かったと考えられるが、それを検証するためには採用候補者選定の経緯が明らかにされねばならない。すなわち、誰が、どの時点で、どのように、候補者を選定したのか、前任者が後任を推薦できたのか、自薦はできたのか、その推薦や自薦はどの程度受け入れられたのか、などである。しかし、ここで再構成された手続の前の段階を語る史料は見つからず、採用候補者選定の経緯を明らかにすることは難しい[19]。

ここではとりあえず、当該時期に採用されたプレヴォ裁判役人 13 名中 10 名がバイイ裁判所ないし上座裁判所の裁判役人であり[20]、王令の規定がほぼ遵守されていること、したがって、採用の候補者の範囲はごく限られていたことを指摘するに留めよう。

3．将校の採用・就任：条件と手続

新マレショーセに所属する将校は、プレヴォとその副官である[21]。1720 年のマレショーセ改革によって、各総徴税管区のマレショーセの中隊を指揮するのは総プレヴォ（プレヴォ）1 人だけとされ、そのプレヴォを副官数名が補佐した。副官の数は中隊によって異なり、オート＝ノルマンディーの中隊の場合、プレヴォ裁判所がある 2 つの都市に計 3 名、すなわちルアンに 2 名、コードベックに 1 名が配属されていた。

以下、本章では、まず将校の就任条件について確認し、次に彼らの就任手続を再構成し、最後にその手続中に発生した問題の検討によって就任の実態について明らかにする。

3. 1. 採用・就任の条件

マレショーセの将校の採用・就任条件は、16 世紀後半のいくつかの法令で規定されている。当初は職務遂行能力を持つ貴族及び在地の名士（1563 年 10 月 14 日の規則 (règlement)）とか在地の貴族・名士（1564 年 8 月の王令第 1 条）のように簡単な規定であったが、1566 年 12 月 11 日の国王宣言では「身分が高く、経験豊富であり、熱心で、誠実な人物 (gens de qualité, experience, diligence & prud'hommie)」が叙任されると若干具体的に規定されている。1598 年 6 月 18 日の国王宣言では条件はさらに厳しくなって、歩兵部隊で 4 年間の指揮経験があり、最低でも 500 リーヴルのラント公債を持ち、「良い評判と誠実さ」を証明できる貴族あるいは名士というように、身分の高さや品行方正に加え、軍隊での指揮経験や職務を維持する経済力がより明確に求められている[22]。

1720 年 3 月の新マレショーセ創設の王令第 4 条は、マレショーセの将校の官職について、「有能かつ

軍務に精通し」、「国王軍で最低でも継続して４年間軍務に就いていた」人物を得るために、「世襲可能な正式の官職として (en titre d'offices formés et héréditaires) 」創設する、と規定する。以上の条件のうち、「有能かつ軍務に精通し」ているか否かの検証は容易ではないが、国王軍に「少なくとも勤続４年以上」勤務しているかどうかは客観的に判断できる。

当該時期、オート＝ノルマンディーのマレショーセに勤務した９名の将校[23]のうち、国王軍に少なくとも勤続４年間という条件のクリアを確認できるのは５名。まず、２名のプレヴォ、すなわち初代の Jacques de Tourtelon Desplantiers（騎兵中隊の中隊長 (capitaine) などに 35 年間）と彼を継いだ Jean Nicolas de Cambon（近衛中隊 (Garde du corps du Roi) に 12 年間）。そして、ルアンの副官 Gabriel Blandin（旧マレショーセの副官などで 38 年間）、Julien They des Petits Prés（近衛中隊に６年間）、Nicolas Balthazard Baudry（ブルターニュ軽騎兵隊の騎兵 (gendarme dans les chevaux légers de Bretagne) として 15 年間）だけである。

ルアンの初代副官の１人 Charles Roger の軍隊経験に関する記述は全く見あたらず、コードベックの副官２名については Jean Laugier が歩兵中隊の中隊長であったこと、Nicolas Moreau が近衛中隊出身であったことが記載されているのみで、両者の勤務年数に関する記述はない。

ルアンの副官 François Dieulafait de Taifaville にいたっては、就任手続の際、この条件を満たさないことがはっきりと言及され、条件が免除されている。すなわち、「1720 年３月の朕の王令第４条で求められた４年間を朕の軍隊で勤めていないものの、朕は当該書状をもって、彼に対してこの条件を免除したし、免除するものである」というのである[24]。彼は、就任の１年後、当地のマレショーセの問題点を指摘する報告書を地方長官に提出しているが、その際、地方長官から、活発で求めてやまぬ性格であり、職務の利益 (bien du service) を愛する長所などいくつかの長所を兼ね備えている、と好意的に評価されている[25]。また、後にラ・ロシェル総徴税管区の中隊のプレヴォに昇進している[26]。40 歳でこのポストに就いた Taifaville がそれまでどのような職を経たのかは不明である。しかし、上述の２つの事実から判断すれば、勤続４年間の軍隊経験、軍務に精通という条件を免除してもなお、採用に値するほど有能な人物であったのだろう。

3. 2. 採用・就任の手続

新マレショーセにおいて将校は唯一、官職保有者である[27]。彼らの就任手続を具体的に見る前に、官職保有者の就任手続を大まかに押さえておこう。

官職を購入しようとする者はまず、国王に官職権利金 (finance) を支払う。国王は官職叙任状 (lettres de provision) を交付し、その人物を「その官職に任ずる (pourvoir de l'office)」。こうして候補者は「受任者 (pourvu)」となるが、まだ、「官職に関する権利 (droit en l'office)」を持っているにすぎない。官職保有者としての身分と資格を得るためには、所属することになる団体 (compagnie) での受け入れが必要である。仮に受け入れが拒否された場合、国王は権利金を払い戻すか、他の官職に任命することになる。受け入れの際、候補者は法廷で職務の誠実な遂行を宣誓する。この受け入れ、宣誓後の官職保有者は、瀆職（forfaiture）と国王による官職権利金の払い戻しの場合を除いて、罷免されることはない[28]。

さて、1720 年３月の王令第４条によれば、将校の就任手続は、①陸軍卿による証明書の交付、②陸軍卿の証明書に基づく官職叙任状の獲得、③陸軍卿の証明書、官職叙任状のフランス元帥への提出、フランス元帥の認可、コネタブリにおける受け入れ、④官職叙任状及び受理証書のプレヴォ駐在地のマレショーセ書記局への登記、と進むとされている。しかし、国立古文書館に残る、就任に関する文書を繙けば、実際の手続はより複雑である。ここでは、就任前後の状況を明らかにする史料がよく残っている、ルアンの副官 J. They des Petits Prés の就任手続を文書によって再構成してみよう[29]。

1733 年 12 月２日、前任者 Charles Roger が死去する。翌 1734 年１月 23 日、Roger の相続人が国王に対して証書 (acte) によって後任候補に Petits Prés を指名し、推薦する。採用を請願する Petits Prés は自らが任命 (nomination) されるために、まず、916 リーヴル 13 ソル４ドゥニエの襲職税 (droit de survivance) を支払い（領収書は 1734 年３月６日付）[30]、続いて官職取得税 (marc d'or) 388 リーヴル 16 ソルの支払い（領収書は同年３月 16 日付）を終えている[31]。国王による官職叙任状は同年３月 29 日付で交付されている。この際、国王が請願者の就任を承認する根拠とするのは、彼の国王軍における経歴に関して陸軍卿が提出した証明書で、この証明書には軍隊での在籍期間、所属の部隊、階級などが言及されている。官職叙任状を得た Petits Prés は、フランス元帥に対して、叙任状をコネタブリの書記局に登記し、

彼をコネタブリに受け入れるよう請願する。この登記及び受け入れの請願の日付は記されていない。

ここから手続はパリのコネタブリで進む。フランス元帥は、コネタブリ長官に対して、請願者 Petits Prés の受け入れ手続の開始を命ずる（同年４月１日付）。その後の手続はコネタブリ長官とコネタブリの国王検事の間で進められる。すなわち、長官はコネタブリの国王検事へ Petits Prés の請願書を送付する（同年４月３日）。国王検事は彼に関する証人尋問を請求する（日付なし。手続の流れから判断すれば、同年４月３日）。長官はこの請求を承認し、証人尋問の執行を指示する（同年４月３日付）。

請願者に関する証人尋問（人物調査・資格審査）は長官自身によって進められる（同年４月３日）。調査では請願者の生活態度及び品行の良さ、交際 (conversation)、ローマ・カトリックの信仰が問題とされ、証人３名が聴取される。この調書には定型の表現があり、請願者の品行と信仰、「国王及び公共への奉仕への強い熱意が証言される。Petits Prés の場合、いずれもパリ在住の聖職者とブルジョワ（もう１人の証人が属する社会層は不明）が召喚されている。この後、国王検事によって請願者の受け入れが請求され（同年４月３日付）、請願者による宣誓の後、請願者の受け入れの運びとなっている。

3. 3.　Petits Prés の後任人事に見る将校採用の実態

こうして J. They des Petits Prés はルアンの副官職を得たが、そのおよそ 10 年後、彼の死に伴って後任人事が生じている。この人事に関する地方長官と陸軍卿の間のやりとりがよく残っており、そこには官職の購入希望者、故人の相続人、陸軍卿及び地方長官の思惑がそれぞれ現れていて、また陸軍卿や地方長官がマレショーセの将校の資質として何を想定していたのかも示されていて興味深いので、いささか長くなるがその過程を具体的に追ってみたい。この人事には２名の候補者が関与し、うち１名が途中で脱落、残る１名も問題を残しながらの就任であった。

Petits Prés は 1745 年２月 13 日に死亡した[32]。空席となった副官ポストの獲得に直ちに乗り出したのは、エヴルゥ班の上級班長で、前のプレヴォ Desplantiers の義理の息子 G. de La Marche de la Fortelle[33] である。彼が副官ポスト取得の承認 (agrément) を求めたのをうけて、陸軍卿ダルジャンソン (Pierre-Marc de Voyer de Paulmy, comte d'Argenson)（在職：1743～1757 年）はルアン総徴税管区の地方長官ラ・ブルドネ (Louis François, marquis de La Bourdonnaye)（在職：1732～1755 年）に、La Marche が才能その他の面から見て副官の職務を遂行するのに適当と判断するか否か、その見解を尋ねている（1745 年２月 28 日付）[34]。

この問い合わせに対して、ラ・ブルドネは以下の５点を挙げて La Marche を好意的に評価している。最初に、勤務態度に関して、厳密に職務を遂行、常に出動の準備ができている、と評価する。次に、「労力を要する事でもほとんど騎兵たちには頼らず」、騎兵に対しては揺るぎない (ferme) 態度、丁寧な態度をとる、と指揮官としての資質に言及する。続いて、振舞いについても、真面目、と評価し、さらに財力に関しても「まずまずの収入 (revenu honnête) もあり」、「マレショーセの副官職を維持できる」と見なしている。最後に、刑事訴訟の審理 (instruction) に関しては軍務同様の能力の保証はできないものの、熟慮し、注意散漫なところは全くない人物なので、訴訟手続において当惑することがあっても適切な人物に自分から助言を求めるだろうとして、裁判官としての能力についても好意的に評価している（同年３月 13 日付）[35]。

このような地方長官の好意的な見解に基づいて、La Marche に承認が与えられる。陸軍卿は地方長官を介して、La Marche にこの決定を通知し、「官職叙任状の写しを交付してもらう (lever ses provisions)」ように促している（同年３月 27 日付）[36]。かくして、La Marche がそのまま副官職に就任するかに見えた。

ところが、Petits Prés の相続人の側では、後任に関して別のプランを持っていたのである。すなわち、故人の寡婦は、請願書を提出し、設定額 (fixation)[37] 以上に 1,200 リーヴルの支払いを申し出ている Baudry なる人物と交渉する許可を求めている。副官職を世襲財産と見なす相続人側の気持ちが見て取れる。勿論、すでに承認を与えている陸軍卿としては、この請願を飲むわけにはいかない。ダルジャンソンは地方長官を介して、La Marche に承認が与えられたこと、副官職の価格が 15,000 リーヴル（副官職の官職権利金はこの価格に対して設定されている）を越えることを国王が望んでいないことなどを寡婦に知らせ、La Marche 以外の人物との交渉を認めなかった（同年４月 19 日付）[38]。

この件に関して事を厄介にしているのは、La Marche のその後の態度である。彼は自ら働きかけて国王の承認を得ていながら、官職権利金の支払いについて故人の相続者と全く調整 (arrangement) せ

ず、手続を進めるように督促されても、それに従わなかった(39)。La Marche が手続を進めていないことを知った寡婦は、譲渡手続の中断によって余儀なくされた借金や自らが被ったその他の損失にも言及しながら、再度、Baudry への副官職の譲渡を請願する(40)。そこで、陸軍卿は、地方長官に対して、La Marche の動きを報告するよう指示し、彼がこの官職を購入できないようであれば、Baudry の能力 (capacité) と才能 (talents) について情報を収集し、その適性に関する見解も合わせて知らせるよう求めている（同年7月26日付）(41)。地方長官は La Marche に2週間の猶予を与えるが、結局、彼は、期限を過ぎて地方長官補佐 (subdélégué) のもとに赴き、副官職の購入のための資金を調達できないこと、かつ購入のため自分の財産を売り払うことを望まないこと、したがって購入を断念したことを伝えた(42)。こうして、La Marche の脱落により候補者は Baudry 一人に絞られたが、Baudry の就任もスムーズに進んだわけではなかった。

ブルターニュ軽騎兵中隊 (compagnie des chevaux légers de Bretagne) での勤務経験があり、すでに寡婦側との調整も終えている Baudry についても、地方長官は肯定的に評価している。ここでの地方長官の判断基準は、財力を除いて、軍隊経験、出身社会層、人柄・素行、体力、裁判官としての能力である（同年8月1日付)。すなわち、重騎兵隊 (gendarmerie) 勤務は確かなこと、「非常に誠実な人たち、身分の高い人たち (de fort honnêtes gens et en place)」の層に属し、良い家系の出であると見なし得ること、良識があり (homme de bon sens)、品行も正しい人物であるらしいこと、身体頑強 (vigoureux) にして、副官職に伴う疲労にも耐えられること、事件 (affaire) や刑事訴訟手続に非常に熟達しているとは思わないが、意志が強く、「この方面で彼に欠けているものを、特に、勤勉なマレショーセの将校なら常に見つけることになる援助によって、彼は得るであろう」と地方長官は考えているのである(43)。

Baudry に対して改めて承認が与えられ、陸軍卿は地方長官を介して、「当該官職に直ちに叙任され得る状態になること (se mettre incessamment en état de s'en faire pourvoir)」（相続人に支払いを済ませることであろう：筆者補足)、また、官職叙任状に添付する証明書の交付のため、ブルターニュの軽騎兵中隊での勤務の証明書のオリジナルを陸軍卿に送ることを Baudry に命じている（同年8月8日付）(44)。前任者の死からすでに半年が経過し、La Marche の脱落もあり、ルアンには他に1名副官がいるとはいえ、新しい副官の就任を陸軍卿としても急いでいたのであろう。

ところが、ここで再び問題が生じる。すでに国王の承認を得、相続人との交渉を終えた Baudry を副官ポストに不適任とする報告書が出てくるのである。宛先も署名も不明のこの報告書（同年8月 27 日付）によれば、Baudry はブドウ酒に耽溺し、誰とでも一緒に飲み、この欠点により、重騎兵隊内での昇進が止まった（そのために重騎兵隊を辞めたという)、ビールや火酒の販売人の娘と結婚し、ラント公債も 600 リーヴルしかなくこの職で長続きしないであろう、というのである(45)。地方長官は、調査の結果、この報告書は虚偽か、ほとんど誤って報告されたと結論し(46)、陸軍卿は彼の見解を容れている。こうして、慎重に行動すること、何らかの非難すべき行為があった場合には職務の遂行を禁じることが本人に警告されるだけで、ようやく Baudry の就任人事が固まったのであった(47)。

以上、副官人事の経緯を細かく追ってきたのは、この過程にプレヴォ及び副官の就任の条件やその難しさが、法令類や、定型表現で埋められる就任関連文書には現れない具体的な形で、抽出できるからである。

まず、地方長官による候補者に関する調査項目が注目される。好意的に評価した La Marche の脱落の事例があるので、この調査の厳密さをどのように評価するかは難しいところだが、少なくとも、マレショーセの将校ポストの就任者に何が求められていたかは分かる。すなわち、軍隊経験、通常の勤務態度、指揮官としての資質、人柄・素行、財力、出身社会層、体力、裁判官としての能力といった条件を満たすことである。

これらの条件の中で将校の職とプレヴォ裁判のあり方を検討する上で特に注目されるのが、彼らの裁判官としての能力に関する言及である。プレヴォ裁判の裁判官団の一員でありながら、マレショーセの将校には裁判官としての能力は大して要求されてはいなかった。実際、職業軍人である彼らにそれを求めるのにも無理があっただろう。だが、フランス元帥からその裁判権をプレヴォ裁判所において行使するよう委ねられているのは、実に彼らなのであった。上述のいずれの事例でも、王権は、訴訟手続や審理の面での能力不足は認めながらも、陪席裁判官や近隣の国王裁判所から補充される裁判官(48)の補佐によってプレヴォや副官が裁判を行うことは可能との

立場をとっている。つまり、王権は、近隣の国王裁判所の法曹の参加 ―プレヴォ裁判役人としての参加にせよ、最終審として判決を下す際の応援の裁判官としての参加にせよ― により、プレヴォ裁判のより有効な機能を確保しようと試みつつ、プレヴォによるフランス元帥の裁判権の行使というプレヴォ裁判の本質と建前を維持していたと考えられる。

次に、将校の官職の購入とその保持のために、財力が求められていることを確認しておきたい。プレヴォや副官の職が売官職であれば、官職購入の資金の調達は極めて現実的な問題である。司法・行政関係の上級官職保有者に関しては、王権自身が、例えば年齢規定の免除に見るように、様々な免除措置をとって就任の諸条件を骨抜きにしていたことを、すでにいくつかの研究が明らかにしている(49)。マレショーセの将校の就任条件についても、前述の Taifaville の事例に見るように、同様の免除措置が採られているとすれば(50)、La Marche、Baudry いずれの例にも見られるように、候補者にとっては金銭面の条件こそが最も克服すべき条件であったと考えられる。

将校の職がマレショーセ改革後もなお官職であり続けたことによって、軍隊での指揮官としての経験や能力を持つ、勤勉な就任希望者にも、財力という厳しい条件が引き続き課された。売官制によって将校職に有能な人材を確保できないという、旧マレショーセが抱えた問題点(51)は、マレショーセ改革後も持ち越されたのである。

４．終わりに

以上、18 世紀前半期のオート＝ノルマンディー地方のマレショーセを研究対象として設定し、同時代の文書でともに « officier » と表記されたプレヴォ裁判役人と将校の採用・就任について、その実態を検証してきた。新旧マレショーセのプレヴォ裁判役人の採用・就任手続の比較などいくつかの課題が残されたが(52)、ここでの作業で明らかになった以下の２点を改めて確認して稿を閉じたい。

まず、1720 年のマレショーセ改革で親任官となったプレヴォ裁判役人の採用・就任に関しては、少なくとも地方長官・陸軍卿のレベルで取り上げられる問題は起きなかったのに対して、新マレショーセになっても官職保有者であり続けた将校の場合、売官制に伴う問題が発生していたことである。すなわち、前任者の遺族と将校職の購入（就任）希望者の思惑が王権の意向以上に人事に影響し、また、購入（就任）希望者の財力如何が採用・就任を左右していた。将校職が売官職のままでは王権が彼らの人事に十分な統制を及ぼすのは困難だったといえる。マレショーセ改革が親任官制を導入した意義とそれを部分的にしか導入できなかったことによる限界がここに現れているのである。

次に確認しておきたいのは、マレショーセの将校には裁判官としての能力がさほど求められていなかったことである。このことは必然的に、プレヴォ裁判役人と近隣の国王裁判所から応援に来る裁判役人たちがプレヴォ裁判において将校より重要な役割を果たすことを示唆している。注目すべきは、それにもかかわらず、王権がプレヴォによるフランス元帥の裁判権の行使というプレヴォ裁判の本質と建前を維持したことである。この点にこそ裁判所、警察を含む国王の治安維持体制におけるマレショーセの存在意義を解明する鍵があると思われるが、その点については稿を改めて検討することにしたい。

註

(1) 拙稿「18 世紀前半期オート＝ノルマンディー地方のマレショーセ隊員 ―年齢、身長、軍隊経験―」（『西洋史学論集』第 47 号、2009 年、１～19 頁）、同「オート＝ノルマンディー地方のマレショーセ隊員の採用（1720～1750 年）」（『総合環境研究』第 12 巻第 1 号、2010 年、41～54 頁）、同「近世フランスの騎馬警察隊員の在職期間 ―18 世紀前半期のオート＝ノルマンディー地方の事例―」（『七隈史学』第 12 号、2010 年、242～226 頁）。

(2) 拙稿「1720 年のマレショーセ改革 ―フランス絶対王政の統治構造との関連から―」（『史学雑誌』第 110 編第２号、2001 年）、19～22 頁。マレショーセ改革に関しては、とりあえずその他に、拙稿「近世フランスにおける地方警察の創設 ―オート＝ノルマンディー地方のマレショーセ（1720～1722 年）―」（『法制史研究』第 57 号、2008 年、161～188 頁）などを参照。

(3) 例えば、Mousnier (Roland), *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, t. II, Paris, 1980, pp. 560-643.

(4) 例えば、新マレショーセ創設時のオート＝ノルマンディー地方のマレショーセにおいては、官職保有者４名（プレヴォ１名と副官３名）に対して親任官は 106 名（プレヴォ裁判役人６名と隊員 100 名）であった。拙稿「1720 年のマレショーセ改革」、11 頁。

(5) マレショーセ関係史料についてより詳しくは以下を参照。拙稿「18 世紀オート＝ノルマンディーのマレショーセ関係史料について」（『長崎大学教養部紀要』、第

37 巻第 2 号、1996 年、181〜213 頁)。

(6) 拙稿「史料紹介　『全王国におけるマレショーセのすべての将校・プレヴォ裁判役人、隊員の官職の廃止、及び新しいマレショーセの中隊創設を定める王令』（1720 年 3 月)」(『西洋史学論集』第 45 号、2007 年)、102〜103 頁。

(7) 拙稿「史料紹介　1720 年のマレショーセ改革に関連する 2 つの国王宣言：『マレショーセの新しい中隊に関する規則を記した』国王宣言（1720 年 3 月 28 日)、『新マレショーセに関する』国王宣言（1720 年 4 月 9 日)」(『総合環境研究』第 11 巻第 2 号、2009 年)、69〜70 頁。

(8) 以下、Leflameng の採用・就任に関する情報は次の史料による。A.N., Z^{1C} 123, pp. 19-20 ; Z^{1C} 337.

(9) Service historique de la Défence (= S.H.D.), Y^{b} 859, p. 479.

(10) Leflameng が交付された親任勅許状をどのようにして受け取ったかは不明だが、以下の 2 つの例はこの点について参考になる。1740 年にルアンのプレヴォ裁判所の国王検事職に就いた J. de Jort（ルアンのバイイ裁判所の弁護士総代、高等法院付き弁護士）と同じく 1740 年にルアンのプレヴォ裁判所の陪席裁判官職に就いた A. N. Baillard de Caumont（ルアンのバイイ裁判所・上座裁判所の評定官）に対しては、親任状の受け取り、コネタブリへの登記をパリの代理人に任せることが認められている。Lettres de Breteuil à La Bourdonnaye, les 23 mai 1740 et 3 août 1740, A.D.S.M., C 748.

(11) ここでの « officiers » は必ずしも官職保有者を指す必要はなく、国王役人一般を指すと解釈した。

(12) 例えば、コードベックのプレヴォ裁判所の書記官 Ch.-J.-B. Havy の親任勅許状、ルアンのプレヴォ裁判所の陪席裁判官 A. N. Baillard de Caumont の親任勅許状でも同様の表現である。A.N., Z^{1C} 121, p. 80, Z^{1C} 123, p. 138.

(13) 「諸王令によって禁止されている親級の親族・姻族」が「コードベックにあるマレショーセ（プレヴォ裁判所のことであろう：筆者補足)」にいないことの確認である。官職保有者の場合、父子、兄弟、伯父（叔父）と甥が同じ裁判所に勤務することは禁止されていたので（Mousnier, *op. cit.*, t. II, p. 44)、この規定を踏襲したものと考えられる。

(14) バイイ裁判所の裁判役人とプレヴォ裁判役人との兼任を国王宣言で促しているのであれば、王権も勿論、このような事態を想定していた。1720 年 4 月 9 日の国王宣言では、バイイ裁判所やマレショーセの現職あるいは元の裁判役人、最高諸法院、バイイ裁判所あるいはコネタブリでの受け入れ、宣誓を終えている者は、コネタブリでの新たな宣誓は免除される、とも規定されている。

(15) 国王の通常裁判所の最下級審は、王国の大部分では、国王のプレヴォ（マレショーセのプレヴォはフランス元帥のプレヴォで、これとは異なる）によって主宰され、プレヴォテという。しかし、その主宰者及び裁判所の名称が異なる地方もあり、ノルマンディー地方の場合、ヴィコントがヴィコント裁判所を主宰していた。Mousnier, *op. cit.*, t. II, p. 271 ; Marion (Marcel), *Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e^ et XVIII^e^ siècles*, Paris, 1923 (Paris, 1984), p. 553.

(16) パリから離れている地方のプレヴォ裁判役人の就任予定者にとって、コネタブリでの受け入れ手続のためにパリに赴くことはより一層難しいであろう。したがって、新マレショーセでは、彼らの受け入れ手続は、現地の国王裁判所で代行されるのが通例であったと考えられる。

(17) 共助依頼とは「ある裁判官による、自分の権限が及ばない別の裁判官に対する委任」である。前者は後者に対して、後者の裁判管区内で何らかの命令 (mandement)、令状 (décret)、あるいは調停 (appointement) を執行するよう依頼したり、何らかの事実に関して証人尋問（証拠調べ）をするよう依頼したりする。Ferrière (Claude-Joseph de), *Nouvelle introduction à la pratique, ou Dictionnaire des termes de pratique, de droit, d'ordonnances et de coutumes*, Paris, 1734, t. I, p. 376.

(18) 拙稿「1720 年のマレショーセ改革」、20 頁。

(19) この事例では Leflameng が Cresté からコードベックのバイイ裁判所・上座裁判所の国王検事の官職を引き継いだため、マレショーセの国王検事の親任官職も同様に引き継いだと推測される。

(20) S.H.D., Y^{b} 858, 859, Y^{b} 777, 778 ; A.N., Z^{1C} 123, 337 ; A.D.S.M., 202BP1, 203BP3, 4BP5745 ; *Almanach de Normandie, pour l'année mil sept cens cinquante*, Rouen, s.d. (1750). 残る 3 名のうちコードベックの書記官 Joseph Hédoux はヴィコント裁判所及び河川・森林監督局の書記官で、採用後にバイイ・上座裁判所書記官の職を得ている。コードベックの陪席裁判官 Robert Foloppe de Retival はバイイ・上座裁判所付き弁護士、ルアンの国王検事 Jean de Jort も高等法院付き弁護士、バイイ・上座裁判所付き弁護士総代 (syndic) で、いずれも官職保有者ではないが、バイイ・上座裁判所や高等法院で仕事をしていた。

(21) 旧マレショーセにおいては 3 種類のプレヴォのほかに、副バイイ、副セネシャル、短服の刑事代理官がプレヴォと同じ裁判権限を持って中隊を指揮していた。Larrieu (Louis), *Histoire de la maréchaussée et de la*

gendarmerie des origines à la Quatrième République, Maison-Alfort, 2002, pp. 110-116.

(22) Saugrain (Guillaume), *La Maréchaussée de France ou receuil des Ordonnances, Edits, Déclarations, Lettres patentes, Arrests, Reglements & autres Pieces concernant la Creation, Etablissement, Fonctions, Rang, Séances, Prééminences, Droits, Prérogatives & Privileges de tous les Officiers & Archers des Maréchaussées*, Paris, 1697, pp. 144, 152, 162, et 320 ; Larrieu, *op. cit*., p. 100.

(23) この９名の経歴に関する情報は以下による。S.H.D., Y^{b} 858, pp. 459, 474, Y^{b} 859, p. 464 ; A.N., Z^{1C} 121, p. 24 ; Z^{1C} 123, pp. 21-23, 325-326, 337 ; Z^{1C} 124, pp. 22-23 ; Z^{1C} 125, p. 53 ; Z^{1C} 128 ; Z^{1C} 332, 334, 341 ; A.D.S.M., 203BP11, p. 25.

(24) A.N., Z^{1C} 123, p. 326. 該当箇所は以下の通り（綴りは原文のまま）。« n'ay^{t}. [n'ayant] servi dans nos trouppe le tems de quatre années requis par l'article quatre de notre edit du mois de mars 1720 dont nous lavons relevé et dispensé relevons et dispensons par cesd. [cesdites] presentes ».

(25) Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson, le 30 mai 1745, A.D.S.M., C 749.

(26) S.H.D., Y^{b} 859, p. 464.

(27) 我々は、マレショーセの将校の官職が裁判官職（司法官職）であると同時に国王軍の官職であることも視野に入れておかねばならない。しかしながら、軍官職研究は未だ研究の余地を多く残す領域であり、本稿でもその側面からの言及は難しい。軍官職に関してはとりあえず以下を参照。Gorau (François), *Le vénalité des charges militaires en France aux XVII^{e} et XVIII^{e} siècles*, Villeneuve D'Ascq, 2001 ; Chagniot (Jean), article « Vénalité des charges militaires », Bély (Lucien) (sous la direction de), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris, 1996, pp. 1246-1247.

(28) Mousnier, *op. cit.*, t. I, Paris, 1974, pp. 336-337, t. II, p. 38 ; Ferrière, *op. cit.*, t. II, p. 820.

(29) A.N., Z^{1C} 121, pp. 24-25 ; Z^{1C} 334.

(30) この金額の内訳は、833 リーヴル 13 ソル８ドゥニエが主税として (en principal)、833 リーヴルに１リーヴルにつき２ソル、すなわち 83 リーヴル６ソル８ドゥニエが付加税としてかかったものである。なお、１リーヴルは 20 ソル、１ソルは 12 ドゥニエに相当する。

(31) これは 324 リーヴルに、１リーヴルあたり４ソル、すなわち 64 リーヴル 16 ソルが付加された金額である。

(32) S.H.D., Y^{b} 859, p. 464.

(33) 拙稿 « Liste des hommes de la maréchaussée en Haute-Normandie (1720-1750) »（『総合環境研究』、第６巻第２号、2004 年）、100、101、114、115、118、119 頁（n^{os} 361, 153 et 322）。La Marche はマレショーセの成員名簿では前プレヴォの義理の息子とされているが（S.H.D., Y^{b} 858, p. 466.）、後註(34)の書簡の書き込みではその甥とされている。

(34) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 28 février 1745, A.D.S.M., C 749. ところで、この書簡の左肩には、「このラ・マルシュは Desplantiers 殿の甥である。彼のことを特によく知るためには De Bosguerard 殿に書簡で問い合わせるべきだろう」という、恐らくラ・ブルドネによる書き込みがある。De Bosguerard はエヴルゥのバイイ裁判所・上座裁判所の長官（総代理官）(lieutenant général) でエヴルゥ徴税管区担当の地方長官補佐 Pierre-Charles-Antoine Bosguerard のことと思われるが、ここには地方長官の実務を支える地方長官補佐の姿が垣間見える。

(35) Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson, le 13 mars 1745, A.D.S.M., C 749.

(36) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 27 mars 1745, A.D.S.M., C 749. 18 世紀の法学者フェリエールによれば、« lever un acte » とは「その写しを交付してもらう (s'en faire délivrer une expédition)」ことを意味するという。したがって、ここでは « lever ses provisions » を「官職叙任状の写しを交付してもらう」と訳した。Ferrière, *op. cit.*, t. II, p. 180.

(37) « fixation » は司法官職について用いられる場合、「国王が官職をある価格に抑制すること」を指す。Ferrière, *op. cit.*, t. I, p. 791. 同時代の別の辞書によれば、「ある官職の価格を « fixer »」とは、「それ以上の価格では売却してはならない、ある一定の価格に、官職価格を定める」ことを意味している。Furetière (Antoine), *Dictionnaire universel, contenant generalement tous les mots françois, tant vieux que modernes, & les termes de toutes les sciences et des arts*, Paris, 1984 (La Haye et Rotterdam, 1690), t. II. したがって、ここでは前後の文脈も考慮し、「設定額」と訳した。

(38) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 19 avril 1745, A.D.S.M., C 749.

(39) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 20 juin 1745, A.D.S.M., C 749.

(40) Requête de la veuve de Des Petits Prés à D'Argenson, s. d., A.D.S.M., C 749.

(41) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 26 juillet 1745, A.D.S.M., C 749.

(42) Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson, le 26 juillet 1745, A.D.S.M., C 749.

(43) Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson,

le 1er août 1745, A.D.S.M., C 749.

(44) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 8 août 1745, A.D.S.M., C 749.

(45) Mémoire sans adresse ni signature, le 27 août 1745, A.D.S.M., C 749.

(46) 調査の詳細は省くが、地方長官は報告書にあるそれぞれの項目について調査し、調査結果はことごとく例の報告書の内容に一致しないと結論づけている。その上で、長官は、Baudry に対して慎重に行動するよう警告するに留めることを、陸軍卿に提案している。Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson, le 11 septembre 1745, A.D.S.M., C 749.

(47) Lettre de D'Argenson à La Bourdonnaye, le 14 septembre 1745, A.D.S.M., C 749. なお、Baudry の官職叙任状は 1745 年 10 月 5 日付である。S.H.D., Yb 859, p. 464.

(48) 最終審であるプレヴォ裁判には 7 名以上の裁判官が参加しなければならないので、マレショーセの外から裁判官を補充する必要がある。プレヴォ裁判が上座裁判所で行われることを考慮すれば、補充される裁判官はバイイ・上座裁判所の法曹ということになろう。Muyart de Vouglans (Pierre- François), *Les loix criminelles de France, dans leur ordre naturel*, t. II, Paris, 1781, pp. 188, 190 et 200.

(49) Bluche (François), *Les magistrats du Grand Conseil au XVIIIe siècle, 1690-1791*, Paris, 1966, p. 36. 安成秀樹『フランス絶対王政とエリート官僚』日本エディタースクール出版部、1998 年、36 頁及び 47 頁註(16)。

(50) オート＝ノルマンディー以外のマレショーセにおいても、例えば、ブロワ (Blois) の副官 François-Simon Neils には兼職勅許状が交付され、同地のバイイ裁判所・上座裁判所の名誉評定官 (conseiller honoraire) の官職との兼任が許可されていし、ベアルン (Béarn) 地方のモン＝ドゥ＝マルサン (Mont-de-Marsan) の副官 Pierre Du Casse には約 1 歳 8 ヶ月の年齢不足の免除が許されている。A.N., Z1C 122, p. 15 vo et p. 21. このように、マレショーセにおいても免除措置は実施されたと思われるが、これらの事例が一般化できるか否かの確認は今後の課題となる。

(51) Larrieu, *op. cit.*, p. 103.

(52) 第一に、1720 年の改革の前後でプレヴォ裁判役人の採用・就任手続を比較し、親任官制の導入によって何がどのように変わったかを検討する必要がある。第二に、プレヴォ裁判役人の採用・就任では問題が起こらなかったか、将校の就任では同様の問題が起こったのかを別の地方の中隊で検証し、オート＝ノルマンディーの中隊と比較することが望まれるだろう。

【付記】本稿は、平成 23～25（2011～2013）年度科学研究費補助金「フランス絶対王政の統治構造再考：官僚制、治安、裁判」（基盤研究(C)、研究代表者：正本忍）の研究成果の一部である。

学　術　資　料

長崎大学総合環境研究　第14巻　第２号　pp. 23－27　2012年４月

【研究ノート】

環境行政による環境資料の作成と活用に関する現状と課題

遠藤　はる奈*・中村　修**

The Current Status and Rerated Issues of Creation and Utilization of Documents by Environmental Administrations

Haruna ENDO and Osamu NAKAMURA

Abstract

Many local governments have created materials and brochures as an environmental administration service to educate their residents and students to understand the environmental policies that they are promoting. This study conducted a survey among the people in charge of environment policies for each local government so as to understand the current status of creation and utilization of these documents. The results revealed that few local governments received guidance or advice from the outside, or referred to school text books when creating their documents. In many local governments, documents are created by officers concerning environmental policy. Also there were not many local governments which verified the effectiveness of these distributed documents. On the other hand, many of the local governments among those which were advised by people related to education when creating documents understood the usage status of and verified effectiveness of the documents. This study found that cooperation with people related to education when creating the documents would be important because the contents of the documents were improved, and follow-ups were more likely to be conducted after the documents were distributed through the cooperation.

Key words：teaching materials, enlightenment program, environmental education

１．はじめに

学校教育において地域の環境にかかわるテーマを扱うことは、児童生徒の実践的な学びに繋がる点から有効であると考えられる。一方、環境行政側にとっては、学習効果の高い若年層に情報提供できること、教科教育のカリキュラムと連動することで継続・反復が可能であることなど、効果の高い啓発手法としてとらえることができる。

筆者らはこうした観点から、福岡県および熊本県の複数地域において、ごみ分別・減量を目的とした「ごみ分別授業」のカリキュラム・教材開発に取り組んできた（中村ら2009他）。環境行政担当者や教諭、教育委員会等と検討を重ねるなか、これまで環境行政側が情報提供・啓発を目的として作成してきた資料は、利用者たる学校・児童生徒のニーズを十分に満たすものではなかったことが指摘された。そこで本研究では、自治体が作成する環境にかかわる資料や教材（本稿では「環境資料」とする）が、どのように作成されまた活用されているのか、その実態を把握することを目的として、自治体の環境政策担当者を対象にアンケート調査をおこなった。

＊　環境自治体会議環境政策研究所
＊＊長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科
受領年月日　2011年12月26日
受理年月日　2012年　3月　5日

２．調査方法

アンケート調査は、平成23年1月に全国市区町村の環境政策担当部局を対象に実施した。一般廃棄物処理事業を共同でおこなっている市区町村については、参加する一部事務組合に調査票を配布した。調査票は郵送配布し、FAX にて回答票を送信していただく方式で回収した。配布総数は931、回収数は381（回収率40.9%）であった。アンケートの設問を表1に示す。

表1　アンケートの設問

質問項目	回答方式
環境資料の作成状況について	選択式2問
環境資料の内容・対象について	選択式2問
作成時における学校教育事情の反映状況について	選択式2問
環境資料の利用状況・効果検証について	選択式3問 自由記述2問

３．調査結果

３．１　環境資料の作成状況

「過去5年以内に環境資料を作成したことがある」と回答したのは145自治体（39%）であった。教育委員会や教師グループによって環境資料が作成されているか尋ねたところ（図2)、最も多かったのは「作成されていない（128件)」であり、次いで「作成されているかどうかわからない（126件）であった。「作成されており、内容も把握している」自治体は、19%（74件）であった。

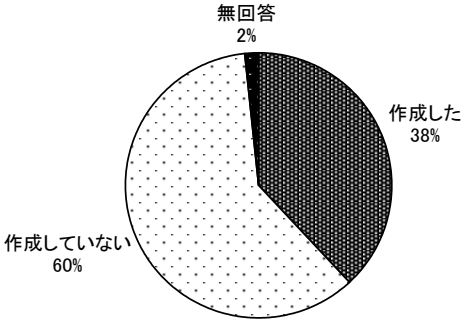

図1　過去5年以内の環境資料の作成状況

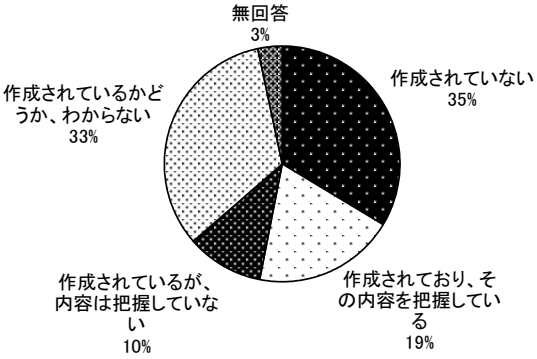

図2　教育関係者による環境資料の作成状況

以下では、過去5年以内に環境資料を作成した自治体の集計結果について述べる。

３．２　環境資料で扱った内容

環境資料で扱った内容としては（図3)、「廃棄物・リサイクル（125件)」が突出して多く、次いで「地球温暖化（38件)」、「自然環境（37件)」を扱っている地域が多かった。ただし、調査対象に一般廃棄物処理を行う一部事務組合が含まれていることに留意する必要がある。

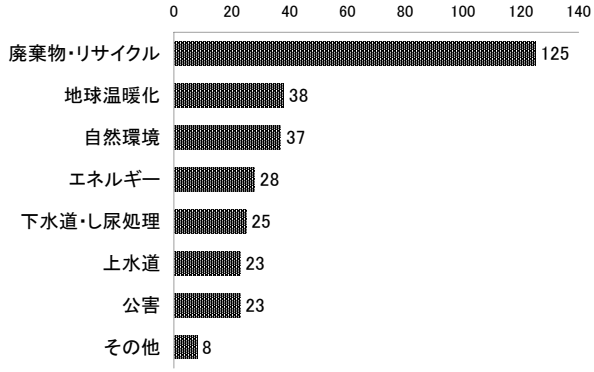

図3. 環境資料の内容（n=145）

３．３　環境資料の対象学年

資料の内容ごとに対象とした学年を尋ねたところ（図4)、全体として「小学3，4年生」を対象にした自治体が多く、対象学年を「特に設定していない」とする回答は少なかった。

文部科学省が告示する学習指導要領では、いくつかの環境に関する学習内容について、何年次にどの教科で扱うかを定めている。たとえば、小学校学習指導要領の社会科では、小学校3・4年生で学習すべき内容として「地域の人々の生活にとって必要な飲料水，電気，ガスの確保や廃棄物の処理について，次のことを見学したり調査したりして調べ，これら

の対策や事業は地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを考えるようにする」との記述がある。このうち、飲料水・電気・ガスについてはいずれかを、廃棄物の処理についてはごみ・下水のいずれかをそれぞれ選択して取り上げることとされている。表2に示すとおり、本調査で選択肢として設けたテーマの多くは小学校3・4年生の社会科で扱うことが定められていることから、環境資料の対象学年として小学校3・4年生に集中したのは妥当な結果といえる。しかし一方で、内容ごとにばらつきはあるものの、一定の割合で複数学年または全学年を選択した回答者がみられた。特に複数回答が多かったのが「地球温暖化（43%）」であったが、学習指導要領では地球温暖化問題を取り扱う年次、教科とも明確な記述がない。次に複数回答が多かったのが「エネルギー（39%）」と「自然環境（38%）」であった。これらはそれぞれ小学校3・4年生の社会科と中学校公民、小学校1・2年の生活科と中学校地理で取り扱うことが定められている。学校教育のなかで取扱年次が不明確であったり、大きく離れた学年にまたがって扱うテーマ（この場合は同じテーマでも学習の位置づけが異なる）を題材とした環境資料を作成する場合、実際には対象学年を明確に想定していない自治体も多いようである。

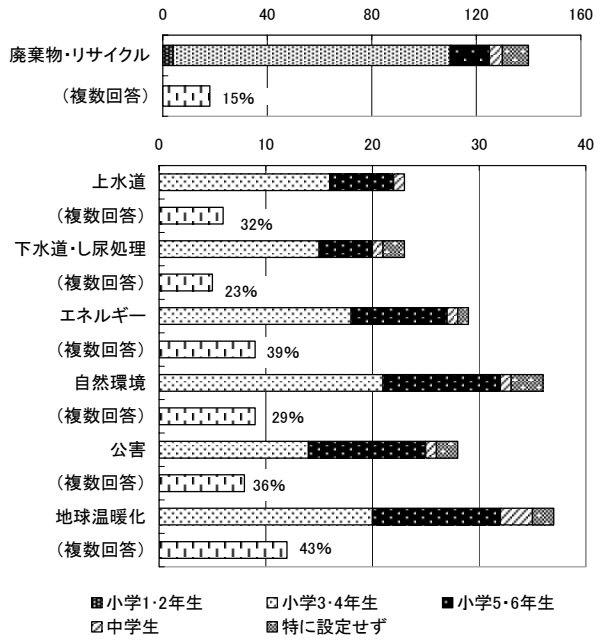

図4　環境資料の対象学年

表2　学習指導要領における取扱年次

内容	学年・教科
廃棄物	3･4年社会（ごみ，下水のいずれか）
上水道	3･4年社会（飲料水，電気，ガスのいずれか）
下水道	3･4年社会（ごみ・下水のいずれか）
エネルギー	3･4年社会（飲料水，電気，ガスのいずれか） 中学公民（資源・エネルギー問題）
自然環境	1，2年生活（身近な自然） 中学地理（自然環境から見た日本の地域的特色）
公害	5年社会
地球温暖化	関連記述なし

出所：小学校学習指導要領および中学校学習指導要領より筆者作成

3．4　環境資料の配布方法

作成した環境資料の配布方法を尋ねたところ、「施設見学者に配布（69件）」している自治体が最も多かった。これは、清掃工場等を運営する一部事務組合が調査対象に多数含まれていることが少なからず影響しているものと考えられる。次いで多かったのは「全校の対象学年に配布（62件）」との回答であり、3.2に示すように対象学年を設定して環境資料を作成した自治体では、配布学年も限定的であることがわかる。少数ではあるものの、「全校・全児童生徒に配布（4件）」、「希望する学校のみに配布（6件）」との回答もみられた。

3．5　作成時の学校教育事情の反映

環境資料の作成時に教育関係者等から助言を受けたか尋ねたところ（図5）、60%にあたる自治体が「外部からの指導・助言は受けていない（87件）」と回答し、多くの自治体において環境行政部門のみで環境資料が作成されていることが示された。指導・助言を受けた自治体の相手先としては「教育委員会（35件）」が多く、「社会科部会（12件）」・「教師個人（13件）」・「その他（13件）」が同程度だった。また、作成時に学校で使用されている教科書の内容を「参照している」と回答したのは、22%にあたる32自治体であった。全体の半数以上の自治体（78件）では、環境資料の作成にあたって教育関係者等の助

言や指導を受けず、教科書も参照していなかった（図6）。

回答者属性（単独市町村か、一部事務組合か）ごとに指導・助言の有無をみると、単独市町村では資料作成時の指導・助言の有無が拮抗しているのに対して、一部事務組合では大部分が指導・助言を受けていないことが示された（表3）。

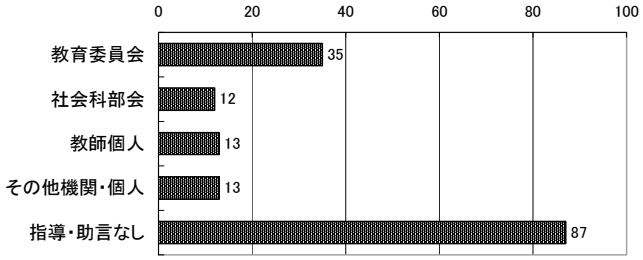

図5　教育関係者からの指導・助言の有無

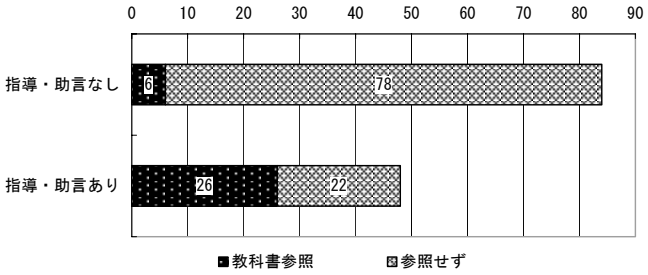

図6　指導・助言の有無による教科書参照の比較

表3　単独・広域×指導・助言有無のクロス表

（無回答を除く度数）

	助言・指導【あり】	助言・指導【なし】
単独市町村【あり】	52	53
広域（組合）【なし】	6	34

χ^2=14.38492, p＜0.001

3．6　環境資料の利用状況把握・効果検証

配布した環境資料の利用状況を把握しているか尋ねたところ（図7）、「把握している」と回答したのは31%（45件）に留まった。利用状況についてどのように把握しているか自由記述により回答を求めたところ（図8）、アンケート（11件）やヒアリング（4件）によって配布した学校の教師に確認を取っている自治体が多かった。その他（5件）として、教材を公開しているウェブサイトへのアクセス数や配布した冊数を計測することで利用状況の把握に代えている自治体もみられた。

また、環境資料の効果を検証しているかとの問いに対して「検証している」と回答したのはわずか9%（13件）の自治体であった（図9）。効果検証の方法について自由記述による回答があったのは8件で、教材を使用した教師等や保護者（PTA 連合会）に感想を聞く、児童生徒の感想文を確認するといった、定性的情報収集が中心のようである。一方で、児童生徒を対象にアンケートを実施し、環境に対する興味や意識の高まりを確認している自治体もみられた（2件）。わずかではあるが、環境資料の効果を定量的に把握することを試みる動きもあるようだ。教師や児童、保護者の感想を次回の資料作成時に反映しているとの回答もあり（2件）、効果を検証して資料の改善に繋げようとする意欲的な自治体の存在も確認された。

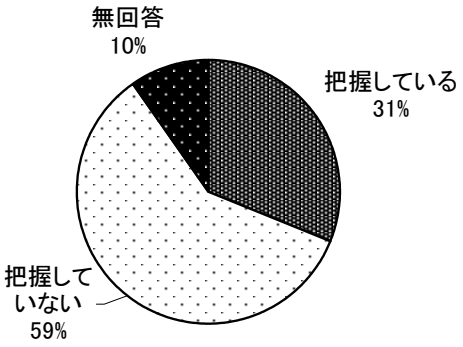

図7　利用状況の把握の有無

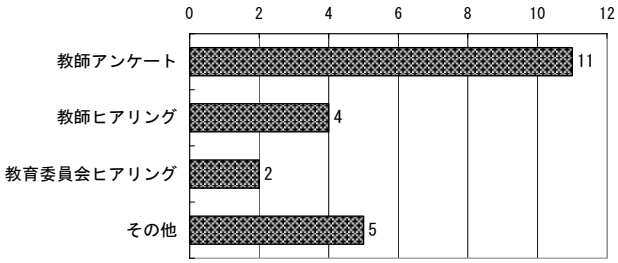

図8　利用状況の把握方法

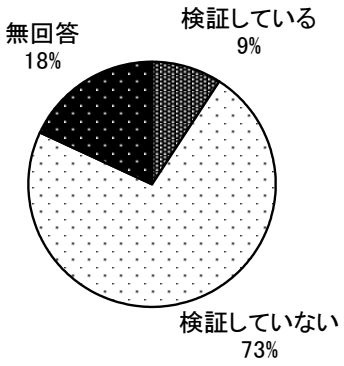

図9　効果検証の有無

次に、環境資料の利用状況把握や効果検証について、資料作成時に教育関係者等から助言・指導を受けたか否かで差が出るかを検証した。その結果、いずれも1%水準で異なることが示された（表4および表5)。すなわち、資料の作成にあたって教育関係者等との連携があった自治体では、利用状況の把握や効果の検証といった事後の追跡をおこなっているところが多いことが明らかになった。

表4　助言・指導の有無×利用状況把握のクロス表

（無回答を除く度数）

	利用状況把握【あり】	利用状況把握【なし】
助言・指導【あり】	25	26
助言・指導【なし】	20	61

χ^2=8.243641，p＜0.001

表5　助言・指導の有無×効果検証のクロス表

（無回答を除く度数）

	効果検証【あり】	効果検証【なし】
助言・指導【あり】	11	35
助言・指導【なし】	2	67

χ^2=12.15623，p＜0.001

4．おわりに

アンケート調査の結果から、いくつかの点が指摘できる。

第一に、自治体が作成する環境資料の多くは、学校教育事情が十分に反映されたものとはいい難い状況が改めて浮き彫りになった。特に一部事務組合の多くは、環境資料を作成する場合に教育関係者との連携が十分に取れていない。この背景には、複数市町村の教育委員会等と協議体制を構築することが難しいことや、一部事務組合が作成する環境資料の多くは、管理運営する施設の紹介を目的としたものであり、「学校での環境教育は管轄外（アンケート自由記述より引用)」との感覚が根強いことがあると考えられる。

第二に、学校教育における取扱年次や教科の定めがないテーマについては、環境資料の対象学年が設定されない場合が多いことが明らかになった。この状況が顕著であったのが、地球温暖化である。環境行政にとって重要な政策課題であるが、対象学年が特定できなければ、効果的な学習教材にはなりえない。これまで地球温暖化を学習する時間として活用されてきた総合的な学習の時間が削減されていくなかで、いかに教科教育と関連付けて学習機会を設けるかが課題である。

第三に、環境資料の作成時に教育関係者の指導や助言を受けている自治体は、資料の利用状況把握や効果検証を行なっている割合が高いことが示された。ごく少数ではあるが、環境資料を使用することで児童生徒の環境意識が向上したかどうかをアンケートにより把握している自治体もみられた。多くの自治体が配布後の利用状況把握や効果検証に手が回らないなか、作成時に教育関係者と連携することは、資料の充実に加え、配布後のフォローアップを容易にする点でも意義深い。検証結果を次の資料作成時に反映することで、環境資料の質のスパイラルアップにつながることが期待される。

アンケートの自由記述欄では、資料の利用状況が把握できない、学校によって利用状況に差がある、資料の利用をカリキュラムに組み込んでもらえないなどの課題が指摘されたが、そうした課題の多くは、作成段階から教育関係者と協働することで状況を把握し解決の方策を探ることができるものと考える。福岡県筑後市や熊本県山鹿植木広域行政事務組合における環境資料作成・活用のプロセスが参考になるであろう。

参考文献

中村修・遠藤はる奈・山口龍虎・王正・豊澤健太・片渕結子・本田藍・藤本登(2009) 福岡県大木町における循環授業の実践，地域環境研究(1)，pp71-76

豊澤健太・薛慧慧・王正・遠藤はる奈・丸谷一耕・中村修(2010)福岡県筑後市における「ごみ分別授業」の実践，地域環境研究(2)，pp52-60

中村修・王正・遠藤はる奈・岸田友里恵・松田香穂里(2011)筑後市の「ごみ分別授業」の実証と考察，地域環境研究(3)，pp55-61

長崎大学総合環境研究　第14巻　第２号　pp. 29－39　2012年４月

【研究ノート】

中国における大衆消費社会の特徴
―日本との比較を通して―

程　琳*・谷村　賢治**

The Features of Mass Consumption Society in China
－By Comparison with Japan－

Rinn TEI and Kenji TANIMURA

Abstract

With the economic development, it brought about that mass consumption society in the urban areas of China. This paper is discussing about the features of mass consumption society in China. First, I want to summarize Japanese precedence researches. Next, analyse the features by comparing with Japan. Finally, as the conclusions of the paper, I want to summarize the points of resemblance between China and Japan, and the special points of China.

Key words：economic development ,mass consumption society, a comparison between Japan and China

１．はじめに

中国改革開放以来30年、本格的な経済成長は、国民生活を量的にも質的にも改善した。実際表1－1をみると、GDPは18倍（実質）に、１人あたりGDPも13倍（実質）に拡大している。特に、「先富論」の下で先行的に発展した都市部の変貌ぶりは顕著であったといわれているが、確かに都市住民の1人あたりの可処分所得も実質9.0倍と、大幅に上がった。

しかもそのレベルは１万7千元にもなっている。また、都市家庭のエンゲル係数が21%も下がっている。

表1－1　改革開放後30年の変化

	1978年	2009年
GDP	3645.2億元	340506.9億元
1人あたりのGDP	381元	25575元
物価指数（全国）	100	519
都市住民1人あたりの可処分所得	343元	17174.7元
物価指数（都市部）	100	558.4
都市家庭のエンゲル係数	57.5％	36.5％

資料：「中国統計年鑑」各年版により、筆者作成

このような経済発展は中国の都市部において、いわゆる大衆消費社会を形成するに至ったといわれている。ただその特徴に関する研究は、日中ともに乏しい。のみならず、日本のそれとの比較を取り上げた研究は少ない。そこで本論文では、中国における大衆消費社会の特徴について詳しく論じるととも

＊　長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科博士後期課程
＊＊長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科
受領年月日　2011年12月26日
受理年月日　2012年　3月　5日

に、日本におけるそれとの比較を検討する。その際、「高度大衆消費時代の到来」（巻、1978）と「新「階層消費」時代」（小沢、1985）「消費社会の構成要素」（間々田、2000）の3つの先行研究を代表的研究として取り上げ、それに基づいて分析する。その結果、日本との相似点や中国独自の点を導き出した。

2．日本における「消費社会」に関する先行研究

巻（1978）は、高度経済成長期に日本では高度大衆消費時代が到来したと書いた。その際、6つの方面から論証した。すなわち、①マスコンサンプションを支えるマスプロダクション（大量生産）時代が始まったこと、②所得革命について、産業変化と同時期実質賃金指数の推移の面から、所得水準の平準化、中間所得層が大幅に増加したこと、③就業構造の変化については、自営業・家族従業者が減り、同時に、雇用者は年々増加してきたこと、④生活構造の変化については、アメリカと同じように労働時間が減ると同時に、自由時間が増えてきたこと。その結果、生活必需費用が減少し、レジャー消費を含む雑費が増加したこと、⑤社会構造の変化については、人口の都市への集中と核家族の増加を説明した。

なお、⑥昭和34年の『国民生活白書』は、「消費革命」という言葉を生み出したことも、指摘する[1]。

また、日本の消費社会が成熟するに伴って、小沢（1985）は、「所得格差の拡大による大衆消費から階層消費へ」という移行論を提出した。時代区分では小沢は、1955年～1970年代初頭までの高度成長時代は大衆消費の時代と位置づけ、1970年代後半から新「階層消費」時代に入ったと考えた。新「階層消費」へ移行する理由は主に、需要側（消費者）の変化と供給側（企業）の変化である。まず、消費者側からみると、人口高齢化、女子労働力の増加や単身者の増加など社会構造を変化させたこと。同時に、職業別で所得格差の発生と産業別で賃金格差を拡大するとともに、購買力の格差も大きくなったこと。また、消費欲求は大衆消費時代において画一的から多様化・階層化へ変わってきたこと。次に、企業側では消費者の新しい欲求に対応できる多品種少量生産やソフトな技術進歩に努力するようになったこと。情報化社会の発展とともに、IT 業界で活躍できるような専門特化された労働力への需要が増大したこと。一方、環境配慮の面で、大量生産、大量消費の時代より、エネルギーや原材料の節約にも努力するようになったこと[2]がそれである。

消費社会に関するさまざまな研究において、消費社会について定義も一様ではない。例えば、坂井（2003）は、「消費社会とは、消費行為を通じて人々が結びつく社会である[3]」と定義した。間々田（2000）は、「消費社会とは、人々が消費に対して強い関心をもち、高い水準の消費が行われており、それに伴ってさまざまな社会的変化が生じるような社会である[4]」と定義した。このような定義の下で、消費社会は、高い水準の消費が行われる「物質的要素」、消費に対して強い関心を持つ「精神的要素」と、以上の2つ要素に伴って社会的変化が生じる「社会的要素」という3要素が不可欠と考えられた。そして、時代によって、この3要素の現われ方が違ってくる。

例えば、物質的消費側面では、最初の耐久消費財からサービス消費やレジャー消費へと変わりつつある。精神的側面では、まずモノに対して追求することへの肯定的態度が認められた後、自分らしい消費スタイルや、他人と自分の格付けに用いようとする傾向が現れてくる。社会的側面では、生産体制、流通システム、マーケティングが成熟した後、消費者問題、大量生産、消費に伴う大量使用、廃棄の環境問題などマイナス影響を与え、ローカルからグローバル範囲へ拡大することが注目されてきた[5]。

以上、日本における消費社会に関する研究を簡単にまとめた。一方、13億人の社会が、「世界工場」から「世界市場」へ変わる過程において、中国における大衆消費社会の特徴を次の部分で述べる。

3．中国における大衆消費社会の特徴

表3－1　中国の大衆消費社会の特徴

項目	指標
大量生産体制の確立	・大量生産された消費財の普及 ・耐久消費財の普及
大量流通システムの成立＊	・大量輸送のために小売業の発展（外資導入の原因） ・情報獲得の即時化（電子商取引「Eコマース」の急速発展）
就業構造と社会構造の変化	・第2，3次産業の被雇用者の増加 ・女子労働力の増加 ・人口の都市集中 ・核家族の増加（「一人っ子政策」） ・単身者の増加（「剰女」、「剰男」） ・人口高齢化 ・労働力の移動性大（出稼ぎ労働者）
所得革命	・実質賃金の上昇、大衆的規模での最低生活水準確保 ・賃金上昇による中間層の出現

生活構造の変化	・生活時間構造の変化（週休二日制、ゴールデンウィーク） ・家計消費の割合の変化によるエンゲル係数の減少
マーケティング手段の発達＊	・メディアの有効利用により宣伝拡大 ・情報化社会の発展により支払い手段の多様化
消費革命	・耐久消費財の消費ブーム ・住宅と自動車の消費ブーム ・サービス消費やレジャー消費のブーム
消費意識の変化	・物質的欲望の追求を肯定する態度 ・買い物や消費行動を娯楽的に楽しむ傾向 ・消費財を他人と自分の格付けに用いようとする傾向

注：①この表は、前節で紹介した先行研究、すなわち、巻（1978）、小沢（1985）、間々田（2000）を参考にし、筆者作成。
②＊マークを付けている項目は日本と違う点なので、比較していない。

3.1　大量生産体制の確立

日本では、巻（1978）に、「第2次世界大戦によって、ほとんど崩壊した日本経済は、昭和28年（西暦1953年）ごろにようやく戦前の水準を回復し、大量設備投資は必然的に生産の飛躍的増大をもたらし、たとえば、昭和30年～昭和50年の間に、テレビジョン、電気冷蔵庫、乗用車の生産量は、それぞれ37千台から10,625千台へ、3千台から3,473千台へ、20.3千台から4567.8千台へと増加し、いわゆる大量生産時代の始まりである[6]」と考えた。

改革開放前の中国は、1950年代から指導者が重工業の道を選択し始め、重工業を一気に発展させ、その後改革開放とともに、第２，３次産業がどんどん発展し、耐久消費財も年々増えていくようになった。大量生産の時代が到来したといえるだろう。図3－1をみると、テレビの成長率は一番高かったのである。自動車以外は一定の成長をした後、横ばいになる。中国の自動車保有量はまだ低い水準である。

図3－1　日本と中国の主要耐久消費財の保有数量

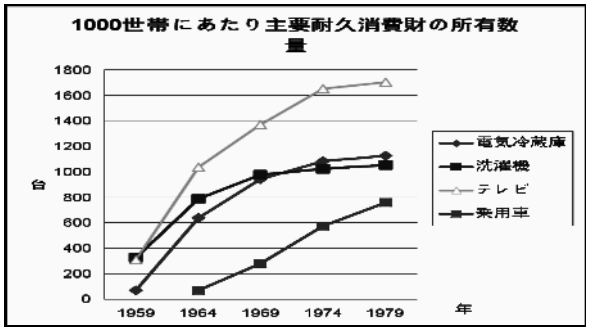

（日本）資料：総務省統計局「家計調査」

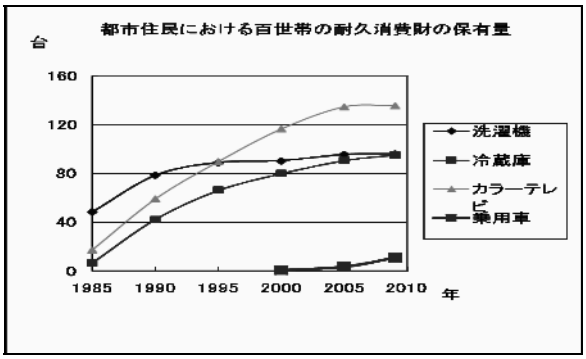

（中国）資料：「中国統計年鑑」各版により筆者作成

一方、時代によって、耐久消費財の内容は変わってくる。例えば、1985年に、保有量がもっとも高かったのは自転車であり、都市住民は平均百世帯に約152台の自転車をもった[7]。21世紀に入って、携帯電話が普及するようになり、わずか5年間（2000年～2005年）なのに、都市住民における平均百家庭の携帯電話の保有量は約19.5台から137台に増え、さらに、2009年に約181台に増加した[8]。つまり、今の中国の都市住民において、3人家族で携帯2台を持つことは普通である。

一方、山本（1989）は、中国の都市部における大衆消費社会の出現の最初の象徴はアメリカ、日本のような「自動車の普及」ではなく、カラーテレビなど情報型耐久消費財の急速な普及であったということを述べた[9]。

3.2　大量流通システムの成立

商品が生産者から消費者に届くまでの全体としての仕組みは流通システムといわれる。中国の流通分野における歴史をみると、1978年の「改革開放」政策から始まった。寺嶋ら（2003）によると、中国における流通分野での規制緩和は3つがある。まず、市場開放のために外資導入の窓口として「経済特別区」が設置された。次、外資導入のために、外資企

業投資に関する制限解除、奨励など政策はどんどん公布され、できるだけ最大限に行政的な支持を出した。その後、2001年に、WTO 加盟によって、中国はタイムスケジュールに沿って、関税を引き下げ、輸入制限の撤廃、外資に対する輸出入商社経営の自由化なども含む全面的対外貿易権の開放を実行していた[10]。

中国連鎖経営協会が出したデータをみると、2008年にチェーン・ストアトップ100社のうち、スーパーマーケット経営を主とするのが55社であって、そのうち、大陸企業は42社で、外資企業は13社である。2008年、外国ブランド企業の店舗数は13.1%の伸びで、4,613店になった。一方、大陸企業は地域優位企業であり、1店舗あたり売上高水準が高まったが、新規開店は緩慢である。それと比較すると、GMS（大型スーパー）を経営する外資企業13社の店舗数は755店で、2008年に新規開店店舗数は91店に達し、1店あたり年平均売上高は2.3億元であった。カルフール、大潤発、ウォルマートを代表とする外資企業は、食料品市場においてリーダー的な位置を占めていると考えられた[11]。

一方、電子商取引（E コマース）の発展は、革命的であり、伝統的な流通業界に変化をもたらした。それによって、流通の取引方式、流通の基本的特徴、組織、商業の地位と業種、物流、情報流通、規則などに質的な変化をもたせ、電子商取引（E コマース）の流通様式を形成させる[12]。紀ら（2000）によると、中国の電子商取引は1997年からスタートした。中国商品オーダーシステム（CGOS）、中国商品取引センター（CCEC）、仮想市場としての「広州中国輸出商品取引会」などの大型 E コマースのプロジェクトは1997年に次々と台頭し、1998年の「首都（北京）E コマースプロジェクト」の展開と1999年の「8848オンラインショッピング」の出現は、中国の E コマースを急速に発展させた[13]。

また、中国インターネット情報センターは2011年1月に、「中国におけるインターネット発展状況統計報告（2010年度）」を公表した。2003年～2010年の間、ウェブサイトは、37万1600個から191万個に増加した[14]。ホームページ数は、基本的に倍増のスピードで増え、2010年に約600億個に達した[15]。個人インターネット使用状況からみると、インターネットユーザーは2010年12月まで、4.57億人になり、2009年の7330万人より、インターネットの普及率は34.3％に上がった[16]。その中に、ネットでショッピングする人数は2009年の1.08億人から2010年の1.61億人に増加し、使用率は35.1％に上がり、増加率は46.8％に達した[17]。これらは、流通のハイスピードの発展に基礎を打ち立てた。

3.3　就業構造と社会構造の変化

改革開放とともに、第2,3次産業に就業者が年々増え、中国の産業構造も大きく変化した。図3－2をみると、1970年代後半から、第2,3次産業の就業人数が増えていった。特に、1990年代後半から、第3次産業の就業人数は第2次産業の人数を上回った。また、その構成比率をみると、第2,3次産業が増えるとともに、第1次産業が減りつつある。

図3－2　産業構造における就業人数とその構成比率

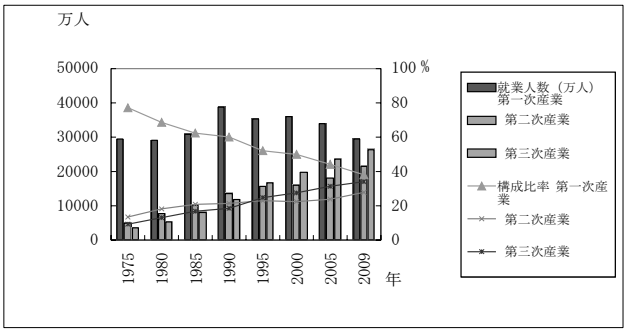

資料：「中国統計年鑑」各年版により、筆者作成。

小沢（1985）によると、就業構造の変化のもう1つの現象は女子労働力が増加することである[18]。

また、日本と同じように、1980年代からの「一人っ子政策」によって、核家族（夫婦と未婚の子のみの）が急増した。世帯は徐々に小規模になりつつある。誕生率の男女差が縮小するとともに、ある程度に就業率の男女差も減少する。一方、最近、大都市における単身者の増加問題が注目されてきた。中国初の「剰男剰女（年頃を過ぎても未婚の男女）」健康状況調査報告が今年、北京で発表された。中華全国婦女連合会（全国婦連）が定めた「剰男剰女」の基準は、男性30歳、女性27歳。今回の調査は40以上の機構およびメディアが共催、4カ月間に及び、有効回答16万570通が集まった。広東、上海、深圳、北京、重慶の参加者が上位5地区、全体の47.2％を占めた。回答者は27-35歳が最も多く、総数の90.2％、男女比はほぼ同じ[19]。

2009年末、中国の総人口は13億3474万人、都市人口は6億2186万人となり、都市化水準は46.59%に達した。中国の都市化に大きく影響を与える事象は人口移動である。楊（1994）は、都市化が農村部の余剰労働力の吸収、人口増加の抑制、都市部の高齢

化問題の改善に寄与することができる。しかし、急激な都市化は農村部人口の高齢化を加速させ、総人口規模の萎縮を招く可能性があると予測した[20]。一方、出稼ぎ労働者は相対的に発展した都市に集中し、東南部と比べて西北部は都市化水準が低く、都市の数も少ない。

3.4　所得革命

日本では、経済発展は国民所得の急成長をもたらした。1960年、池田内閣「所得倍増計画」で、1970年までに所得を倍増するといったが，それ以上に伸びた。年平均7.2%の成長率。一方、労働運動も賃金を引き上げた。中間所得層は大幅に増加することになった[21]。

また、小沢（1985）は、産業別、企業の規模別、男女別、地域別などの方面から、1970年代まで縮小した賃金格差は1980年代に入って再び拡大していることを明らかにした[22]。

中国の場合では、1980年代以降、都市部の工業企業は、企業の経営自主権を拡大するとともに、従業員の賃金を引き上げてきた。そのため、都市部住民の消費水準も上がってきた。1990年代に入って、外資導入による非国有企業が発展するとともに、国有企業と郷鎮集団企業以外の企業の従業員の所得は大幅に上昇した（図3－3）。一方、90年代の頭に、都市部の生活保護制度を改め、最低生活保障制度を創設した。最初、試しに沿岸部の一部の都市に導入され、1999年にすべての都市住民に提供することとなった[23]。

図3－3　都市住民１人あたりの所得

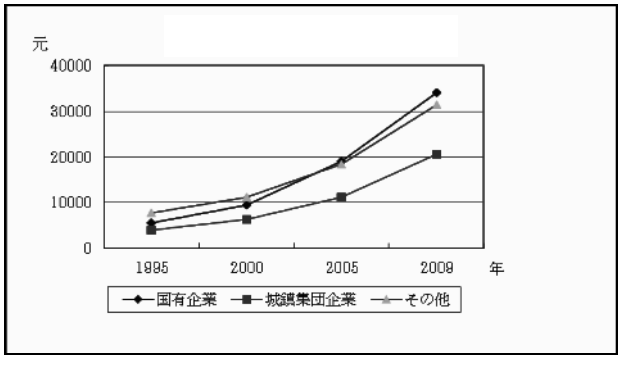

資料：「中国統計年鑑（2010）」により、筆者作成

園田（1998）は、中間層は旧中間層と新中間層を分けて研究した[24]。小沢（1985）は、SSM 調査データを用いて、高度成長期と成長鈍化期を分けて、日本人における「中」意識を分析した。

日本と同じように、所得の上昇に伴って、中国にも中間層が登場してきた。陸学芸（2002）によると、「当代中国社会階層研究報告」（以下「報告」と略称する）が中国社会科学院から発表され、中国社会が5経済レベル10階層に区分された。報告によると、中国社会の10階層とは、①国家と社会の管理者、②政府機構、業界団体、企業のサラリーマン、③外資系企業と大型国有企業の経営管理者、④技術専門家、⑤私的企業の経営者、⑥個人経営者、⑦商業・サービス業の従業員、⑧製造業の労働者、⑨農業の労働者、⑩都市の失業者である。また、翌年出版された「当代中国社会移動」（陸学芸、2003）は、中産階層の概念を分析し、産業化、近代化、経済の市場化、及び中国の WTO 加盟に伴う経済のグローバルは中国社会の階層間の移動を加速させ、2003年全国人口の15%を占める中産階層はこれからの10年間に「飛躍的に増大してくる」と予測した。また、陸学芸（2002、2003）の研究を踏まえ、蔡林海（2005）は「報告」における②～⑥に属する人々に対して、「この人たちは年収1万～5万ドル、個人あるいは家庭の資産は2万～10万ドルで、中流意識やブランド意識を持ち、またマイカーとマイホームをもっている人々からなる社会集団である[25]」と定義した。一方、同じ先行研究で、段瑞聡（2005）は、中国10大社会階層の占める割合を示した上で、中間層に当てはまる割合は23.6%と比較すると、農民（農業労働者）の割合は42.9%であった。社会的資源の配分が不平等で、貧富の格差が激しいことを表し、社会の安定と持続的な発展にとってマイナス影響を及ぼすことを指摘した[26]。

3.5　生活構造の変化

アメリカでは、1940年代に労働時間と自由時間の相対的割合が逆転し、生活構造の革命的変化が生じた。巻（1978）によると、日本では昭和30年代（1955年以降）後半に、生産性向上によって、労働時間が着実に短縮してきた。一方、休日の増加や有給休暇制の普及により、その傾向がいっそう強められた。その結果、昭和40年代以降、日本でいわゆるレジャー時代が到来した。家計費の中で、レジャー消費支出を含む雑費の割合が増大し始め、消費生活を中心とするものに変わったのである[27]。

中国では、1995年に、週休二日制が実施された。企業の従業員はより多くの自由時間をもらい、有効的に消費を刺激し、観光業などの発展にもきっかけを提供した。1999年に内需の拡大と消費を促進する

ために、「ゴールドウィーク」(その時点、5月と10月年2回に）が実施された。李海峰（2004）は、生活意識について「(働くための生活)から(楽しむための生活)へ、(節約)から(消費)へと価値観が変化し、大量消費を推進する力が強化される」と書いている[28]。

また、都市住民1人あたりの消費性支出（図3－4）とその構成比率（図3－5）をみると、2009年の消費性支出の金額は1990年の10倍ぐらいに増加したが、交通・通信費の構成比率の変化は1990年の1.2%から2009年の13.72へ、一番高い。次に、保健医療費の比率は1990年の2.01%から2009年の6.98%まで上昇し、二番目に高い。一方、食料費、被服費と家庭設備用品費の3つの項目は減っている。都市住民のエンゲル係数は1990年の54.25%から2009年の36.52%へと減少した。

図3－4　都市住民１人あたりの消費性支出の変化

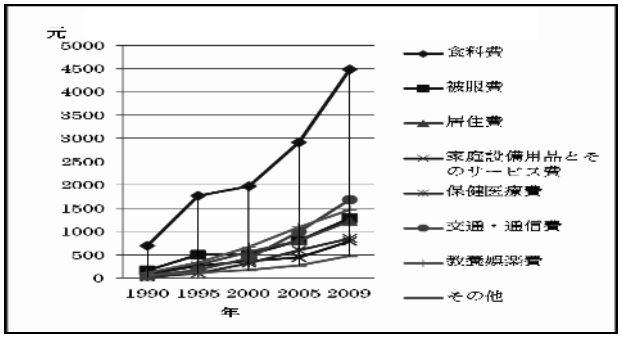

図3－5　都市住民１人あたりの消費性支出の構成比の変化

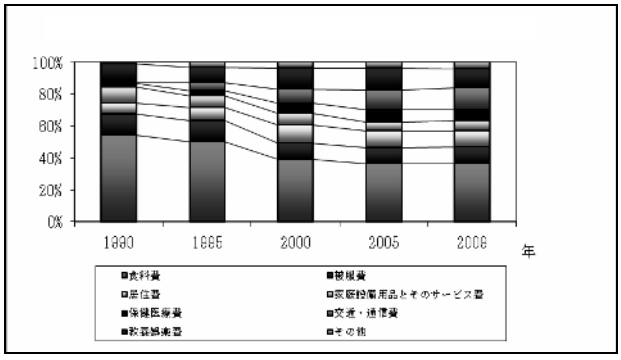

資料：「中国統計年鑑」各年版により、筆者作成
注：図3－4と図3－5のデータはサンプリング調査である。サンプル数は、1990年35660世帯、1995年35520世帯、2000年42220世帯、2005年54496世帯、2009年65506世帯である。

3.6　マーケティング諸手段の発達

E.J.マッカーシー（1961）は、ターゲットマーケティングを提唱し、ターゲット市場の設定とマーケティングプログラムの策定は同時に行われるべきと考えた。また、マーケティングプログラムを構成するマーケティング手段を４Ｐに整理した[29]。今、広告は企業と消費者の間でコミュニケーションをとるための代表的なプロモーション活動の一つである。その効果も広範に認められている。中国の広告業は改革開放以降発展し、1979年1月4日に、「天津日報」には“鰲天歯膏”という広告が掲載され、新聞広告が始まった。1月28日に、上海テレビ局は中国最初のテレビ CM“参桂補酒”を放送した。中国広告産業の発展は1979年のゼロスタートから、速いスピードで発展した。1981年～2003年の間、広告売り上げは1.18億元から1079億元へ、広告会社数は1160社から101786社へ、従業員数は16160人から871366人へ急成長した[30]。特に、90年以降、インターネットの普及と利用率の上昇とともに、中国広告市場はもっと活性化している。マーケティング戦略の視点に立つクリエーティブが重視されるようになった。「売れる広告」を作るポイントも消費者の価値観やライフスタイルによって、売り手から買い手へ転換された[31]。Hans B.Thorelli 教授は、1981年に、中国の「ミドルクラス」150人にアンケート調査した。その結果の一部として、「広告の必要性」や「広告の情報提供機能」については大多数が賛成した[32]。その後、山本、西（1990）によると、1988年6月～8月に中国の北京、上海と広州の三都市で市民の消費行動と消費意識、広告意識の日中共同調査を実施した。その分析結果の一部として、中国における広告はアメリカや日本と同様に、改革開放以降、経済利益を追求するようになり始めた時代に消費意識や行動を変化させ、特に耐久消費財（カラーテレビなど）を含めたものへの欲求を生み出し、中国で消費革命を引き起すことを明らかにした[33]。

一方、企業側のプロモーション手段が進むと同時に、消費者（買い手）側も支払手段が多様化してきた。近年、ネットショッピングとクレジットカードの使用は中国で流行ってきた。2011年7月19日に、中国インターネット情報センターは「第28次中国インターネット発展状況統計報告」(以下略称「報告」)を公布した。「報告」により、2011年6月末まで、ネットショッピングユーザーは1.73億人に達し、使用率が2010年12月より7.6%増大して、35.6%に上昇した。また、「団購[34]」のユーザーは2010年末の1875万人から2011年6月の4220万人になり、上昇率は125.0%である[35]。iResearch の統計によると、ネットショッピングの取引市場規模における、サードパーティー・オンラインペイメント（略称 TPOP）[36]は

2010年の10105億元に上昇し、2009年と比べると上昇率は100.1%であった。また、企業間の取引より個人消費の上昇スピードが速いことを明らかにした[37]。

一方、ネットショッピングの急成長と同じように、クレジットカード事業は急速に増え始めた。中国のクレジットカードは信用別で分けると、デビットカード、準貨記カード、貸記カードの3種類である。1993年末中国で発行された銀行カードは主にデビットカードと ATM カードであり、わずか400万枚だったが、1998年末に1.18億枚に増えた[38]。1999年3月から「銀行カード業務管理弁法」が施行され、カードの分類・定義、加盟店手数料など業務内容が細かく規定された（表3－3)。中国金融年鑑によれば、2004年末、デビットカードは7.82億枚、準貸記カード2135万枚、クレジットカード1081万枚であった。カードによる直接消費金額は6858億元（約9.3兆円）になり、前年比80.2%と急速に拡大した。しかし、全国平均水準のカード利用率は先進国と比べるとまだ低いが、北京、上海、広州など経済発展地域においては、どんどん先進国へ近づいていく傾向を明らかにした[39]。

また、2002年3月に「中国銀聯（China Union Pay)」が誕生し、発行された「銀聯カード」は今、国内の金融機関120行、外資系銀行40行だけで使用できるのではなく、海外では、日本、シンガポール、タイなどアジア諸国、アメリカ、カナダ、イタリア、ドイツなの欧米諸国でも利用することが可能になった[40]。

表3－2　中国における銀行カードの分類

分類	種類	
通貨別	人民元カード	
	外貨カード	
対象別	個人カード	
	商務カード	
信用別	デビットカード	国内だけ使用可能な銀行キャッシュカード。利用限度額は、預金口座の残高内である。
	準貸記カード	準クレジットカード。カード発行には保障金が必要であり、担保範囲内でカード利用できる。保証金を超える場合にも当座貸越が可能であり、最長60日。クレジット与信枠としては、5000元～20000元である。
	貸記カード	クレジットカード。国内専用、国際カードの2種類であり、クレジット与信枠は50000元で、60日の支払猶予期間がある。また、請求金額全額払えない場合は、最低支払額を払って、残りはローンとなる。

出典：「銀行カード業務管理弁法」中国網 http://www.china.com.cn と佐伯隆博、劉鋭（2006)「拡大する中国消費者金融サービス市場の現状と課題」早稲田大学　消費者金融サービス研究所 pp.22－23を参考にする

3.7　消費革命

世界でアメリカは成熟から高度大衆消費の時代へと動いていった最初の国であった。1920年代前半には自動車の世帯所有率が50％に達した。他の工業諸国に半世紀も先がけて、例えば、イギリスは1940年代に、日本は1960年代に、ロストウの言う「高度大衆消費時代」に入ったと見ている。「自動車の普及」が大衆消費者社会の象徴となってきた[41]。

日本の場合は、昭和30年代前半に生じた諸変化は国民の消費生活内容を大きく変え、34年の「国民生活白書－戦後国民生活の構造的変化－」はその変化を「消費革命」と名づけたほどであった。そのとき、大量生産、大量消費は日本国民生活の主なものであった。その後、1980年代に入って、収入における格差を拡大しつつ、購買力増加速度が減少すると同時に購買力の格差が拡大していた。一方、消費者の欲求は画一的から多様化・階層化へ変わってき、企業側もそれを適応できる技術、政策などの方面に努力するようになった[42]。

1980年代末、日本における研究者たちは消費拡大する中国に対して研究し始めた。山本武利（1989）の『現代中国の消費革命』という本である。この本は、88年の調査に基づいて完成されたものである。上海、広州、北京の3都市の調査をみると、「Q22近隣、同僚と比べ、あなたの生活水準はどのぐらいのレベルに達したと思いますか」という項目に対して、中等レベル（中の上、中、中の下）と答えた市民はそれぞれが、89.9%、95.1%、93.4%であった[43]。市民の生活水準に対する自己評価がやや高くて、生活に対する楽観的な見方が強いことを明らかにした。また、劉（1997）は、「80年代中期から次々と興ってきた家電製品偏重型消費ブームを第一次消費革命とし、マイカー・マイホーム偏重型消費を第二次革命として位置づけた。」[44]現在、テレビ、冷蔵庫、洗

濯機など家電製品の普及率は9割に達し、10万元（約150万円）台の自動車や住宅が次の消費対象となることは自然の成り行きである。

中国では、1970年代から、自転車は重要な交通手段として使われ、各世帯に最低1台以上持つものであり、長年、自転車王国と呼ばれた。2000年に入ってから、乗用車市場は一気に拡大した。国家統計局の調査により、都市部における約2割の世帯がマイカー購入の経済力を持ち、2010年に、全国自動車保有量は約7801万台のうち、マイカーは約5938万台であり、76.1%の割合を占めている。2015年には全国の自動車保有台数は1億台に達することと予測されている[45]。

また、マイホーム購買ブームもほぼ同じ時期に起こり始めた。1980年6月に、国務院は「全国基本建設仕事会議報告大綱」を公布し、初めて個人で住宅購買することが認められた。90年代に入って、「九・五」計画で、中国政府は住宅改革のテストランとして、54都市で改革を行った。また、居住環境の向上と居住面積の増加、および住宅関連支出の家計への影響をみると、2000年代に入ってから、住宅市場化は本格化した。都市部住民の1人当たり居住面積は、1995年の8㎡から2010年の18㎡まで増加した。一方、2006年時点における住宅竣工面積は約13億㎡で、そのうち市場で取引される商品住宅の竣工面積が約4.5億㎡、約35%を占める。また、一住戸100㎡として戸数と換算すると、450万戸の新築住宅着工が行われ、その数字は2009年までわずか3年間なのに、550万戸に達し、約100万戸増えることになった[46]。2006年4月の「中国青年報」によると、都市住民における世帯収入の5割以上を住宅ローンの返済としている「房奴」（住宅の奴隷）が既存住宅購入世帯の3割を占めている[47]。

一方、生活時間構造の変化によって余暇時間が増えるとともに「休日経済」も繁栄してきた。その中、旅行における消費の増加は顕著であった。世界観光機関の1996年の報告より、2020年世界上位10位の観光目的地の中で、中国は1.37億人の受入数と推測され、一位と考えた。また、上位10位の観光者送出国として、ドイツ、日本、アメリカの次、四位と推測された。今まで、観光客を受け入れる世界観光大国から観光客送出大国へと変わるといえるだろう。実際の数字でみると、2003年に中国の海外渡航者数は2020万人を超え、初めて日本を抜いてアジアのトップになった。2004年に、その数は2888万人で、前年比42.68%増加した。目的として、「旅行・観光」が一番多い答えである。海外消費額については、2003年クレジット会社 VISA インターナショナルが発表し、平均取引ベスト上位10の中、中国人の平均消費額は1件当たり253米ドルでトップであった[48]。2002年に「中国銀聯」が発行した「銀聯カード」は、今まで20億枚以上発行されている。中国だけでなく、日本、アメリカなど世界中117の国・地域でも決済できる銀聯カードは、数億人のカードホルダーに豊かなカード生活をもたらしている。中国におけるサービスやレジャー消費の時代に入ったといえるだろう。

4　結論

改革開放、市場経済導入とともに、経済の安定成長、消費生活の向上を図り、高度経済成長を実現させ、中国の都市部は大衆消費社会に入ってきた。その特徴として、主に3つがある。

①「豊かな生活」の実現と消費意識の変化をもたらした。都市部住民はすでに「温飽」（基本的生活確保）状態を脱し、耐久消費財は9割以上普及した事実は物質的欲望の追求を肯定する態度を明らかにした。都市住民所得の増加や所得格差の拡大とともに、消費者の意識も多様化へと変化している。また、消費の意義も単純な「必需品を買う」から、買い物や消費行動を娯楽的に楽しい行為へ変えた。特に、北京や上海など大都市のホワイトカラーはブランド意識が強く、限定商品を買うなど消費行為は「消費財を他人と自分の格付けとする傾向[49]」を示した。

②山本（1989）は、80年代末90年代初期では中国における消費革命の象徴はカラーテレビであると考えた。劉（1997）は、中国の消費革命に第一次と第二次を区分した。しかし、これまでの消費革命は全部「モノ」に対し考えたが、21世紀に入って、サービスやレジャー消費の割合が増大すると、消費革命はモノからサービスへ変わったといえるだろう。

③日本の消費社会の変化をみると、まず戦後から高度成長期まで大衆消費社会が形成された。次に、大衆消費時代が終わって、階層消費に変わる過程において、ソフト技術の進歩、サービス消費などが出できた。一方、中国の都市部では、そのような変化がはっきり見られないことである。例えば、住宅商品化や自動車産業が本格的に始まるのは90年代末、21世紀初頭であるが、それとほぼ同じ時期にサービスやレジャー消費の時代が重なっている。よって、中国の消費社会はいわば重層的で、複雑といえるだろう。

注

[1] 巻正平（1978）『消費者問題読本』東洋経済新報社 pp.7－15

[2] 小沢雅子（1985）『新「階層消費」の時代』日本経済新聞社、第４章とエピローグに参考

[3] 坂井素思（2003）『産業社会と消費社会の現代』放送大学教育振興会 p.193

[4] 間々田孝夫（2000）『消費社会論』有斐閣 p.8

[5] 同 4、pp.18－20

[6] 同 1、pp.7－9

[7] 『中国統計年鑑（1996 年)』国家統計局ホームページ

[8] 『中国統計年鑑（2010 年)』国家統計局ホームページ

[9] 山本武利（1989）『現代中国の消費革命』日経広告研究所 pp.1－11

[10] 片岡幸雄、鄭海東（2004）『中国対外経済論』溪水社 p.285

[11] 『中国情報ハンドブック（2009 年版)』21 世紀中国総研（編著）蒼蒼社 pp.544－549

[12] 田中道雄、鄭杭生、栗田真樹、李強（2005、編著）『現代中国の流通と社会』ミネルヴァ書房 p.179

[13] 同 12、p.180

[14] 『中国インターネット発展状況統計報告（2010 年)』CNNIC (China Internet Network Information Center) 2011 年 1 月 p.24

[15] 同 14、p.25

[16] 同 14、p.4

[17] 同 14、p.35

[18] 同 2、pp.124―126

[19] 「人民網（日本語版)」2011 年 2 月 11 日 (http://j.people.com.cn/94475/7285461.html)

[20] 田雪原、王国強（編著）中国人口学会著（2008）『中国の人的資源：豊かさと持続可能性への挑戦』法政大学大学院エイジング総合研究所訳 p.172（第 5 章参考)

[21] 同 1、p.10.

[22] 同 2、pp.157－160.

[23] 唐成（2005)「社会保障問題」、家近亮子、唐亮、松田康博（編)『5 分野から読み解く現代中国』晃洋書房 pp.204－218

[24] 園田茂人（2000)「中間層の台頭とその国家・社会関係に及ぼすインパクト」菱田雅晴（編)『現代中国の構造変動 5：社会－国家との共棲関係』東京大学出版会 pp.217－237（注：園田（1998）は、「旧中間層」とは、商店や飲食店など比較的小さい規模で経営している自営層を中心にした階層である。それに対して、「新中間層」とは、大企業の管理職や専門技術者など、いわゆるホワイトカラー的な仕事に就いている人々を中心にした階層である。）

[25] 蔡林海（2006)『巨大市場と民主主義－中国中産階層のマーケティング戦略』日本経済評論社 pp.24－27

[26] 段瑞聡（2005)「社会の構造と変容」家近亮子、唐亮、松田康博（編)『5 分野から読み解く現代中国』晃洋書房の構造と変容」pp.151－163

[27] 同 1、pp.12－14.

[28] 李海峰（2004)『中国の大衆消費社会―市場経済化と消費者行動―』ミネルヴァ書房 p.11

[29] E.J.マッカーシー（著)、浦郷義郎、大江宏、二瓶善博、横沢利昌（1978、訳)『ベーシック・マーケティング』東京教学社

[30] 王禹（2004)、「中国市場における広告変遷の特質に関する一考察～歴史と現状を中心として～」商業研究論集(22)、明治大学大学院商学研究科編 pp.487－503

[31] 馬亦農（2004)、「中国広告産業の発展」コミュニケーション科学 (20)、コミュニケーション学会編、東京経済大学出版 pp.81－95

[32] 大江宏(1985)、「中国における広告の復活と発展」亜細亜大学経営論集 20(2) pp.45-71

[33] 山本武利、西真平（1990)「中国市民の消費・広告意識」社会学研究（28)、一橋大学研究年報編集委員会（編）pp.3－80

[34] 「団購」は新しい言葉で「団体」の「団」と「購買」の「購」からできた造語である。その意味は、一定数の購入希望者を集めれば商品を安価に購入できるという共同購入システムである。また、「中国における団購市場は、早くも「千団大戦」と呼ばれる全面戦争の局面に突入した。団購サイトの団 800 がまとめた最新の統計データによると、2010 年末、団購を取り扱うサイトは 1726 に達し、同年は 1 日あたり 4.7 サイトが誕生した計算になる。「国際金融報」が伝えた。また同じデータによると、2010 年にはネットでの団購という消費モデルが急速に普及し、9～11 月には団購の取引件数がのべ 882 万回を超え、中国団購サイトでは一秒あたり 1.12 件の取引が発生した。」（人民網日本語版、2011 年 1 月 10 日により）

[35] 『第 28 次中国インターネット発展状況統計報告』CNNIC（China Internet Network Information Center)、2011 年 7 月 19 日、p.26

[36] TPOP サービスの定義は、TPOP サービス企業が、オンライン決済のためにユーザー(個人および法人)と銀行との間の資金流通チャネルを提供する独立法人である。ユーザーがネットショップで商品を購入した場合、代金は銀行ではなく TPOP サービス企業に支払い、企業はそれをネットショップに振り込む

ことで取引が完了するというシステムである。(井上葉子（2007)、「中国におけるサードパーティー・オンラインペイメントの現状と課題」消費者金融サービス研究学会年報（8）pp.57－66)

[37] 「中国網上支付用戸行為研究報告（2010－2011年）」（China Online Payment User Research Report）iResearch ホームページ

[38] 黄興海（2006)、「中国の消費者信用市場」消費者金融サービス研究学会年報（7）pp.9－17

[39] 佐伯隆博、劉鋭（2006）「拡大する中国消費者金融サービス市場の現状と課題」、早稲田大学　消費者金融サービス研究所 pp.1－32

[40] 「中国銀聯（China UnionPay)」日本語ウェブサイト、http://jp.unionpay.com

[41] 常松洋（1997)『大衆消費社会の登場』（世界史リブレット 48）山川出版社 pp.1－5

[42] 同 2、第 6 章参考

[43] 同 33、p.39

[44] 劉敬文（1997)、「中国市場と市場調査」（情報の科学と技術）47 巻 7 号 pp.344－350

[45] 「中国自動車工業協会統計情報網」2011 年 11 月 4 日に公布した「2010 年わが国自動車保有量状況分析」により

[46] 「中国統計年鑑（2007 年、2010 年)」、中国国家統計局ホームページ

[47] 「31.8%的房貸一族已成房奴不敢換工作」中国青年報、2006 年 4 月 17 日

[48] 王文亮（2006)『格差で読み解く現代中国』ミネルヴァ書房 pp.341-342

[49] 同 4、 p.19

参考文献

E.J.マッカーシー（著)、浦郷義郎、大江宏、二瓶善博、横沢利昌（1978、訳)『ベーシック・マーケティング』東京教学社

井上葉子（2007)、「中国におけるサードパーティー・オンラインペイメントの現状と課題」消費者金融サービス研究学会年報（8）pp.57－66

王禹（2004)、「中国市場における広告変遷の特質に関する一考察～歴史と現状を中心として～」商業研究論集（22)、明治大学大学院商学研究科編 pp.487－503

大江宏（1985)、「中国における広告の復活と発展」亜細亜大学経営論集 20(2) pp.45-71

小沢雅子（1985)『新「階層消費」の時代』日本経済新聞社

王文亮（2006)『格差で読み解く現代中国』ミネルヴァ書房

片岡幸雄、鄭海東（2004)『中国対外経済論』溪水社

黄興海（2006)、「中国の消費者信用市場」消費者金融サービス研究学会年報（7）pp.9－17

蔡林海（2006)『巨大市場と民主主義－中国中産階層のマーケティング戦略』日本経済評論社

佐伯隆博、劉鋭（2006）「拡大する中国消費者金融サービス市場の現状と課題」、早稲田大学　消費者金融サービス研究所 pp.1－32

坂井素思（2003)『産業社会と消費社会の現代』放送大学教育振興会

園田茂人（2000）「中間層の台頭とその国家・社会関係に及ぼすインパクト」菱田雅晴（編)『現代中国の構造変動 5：社会－国家との共棲関係』東京大学出版会 pp.217－237

田中道雄、鄭杭生、栗田真樹、李強（2005、編著）『現代中国の流通と社会』ミネルヴァ書房

段瑞聡（2005）「社会の構造と変容」家近亮子、唐亮、松田康博（編)『5 分野から読み解く現代中国』晃洋書房 pp.151－163

常松洋（1997)『大衆消費社会の登場』（世界史リブレット 48）山川出版社

田雪原、王国強（編著）中国人口学会著（2008)『中国の人的資源：豊かさと持続可能性への挑戦』法政大学大学院エイジング総合研究所訳

唐成（2005）「社会保障問題」、家近亮子、唐亮、松田康博（編)『5 分野から読み解く現代中国』晃洋書房 pp.204－218

馬亦農（2004)、「中国広告産業の発展」コミュニケーション科学 (20)、コミュニケーション学会編、東京経済大学出版 pp.81－95

巻正平（1978)『消費者問題読本』東洋経済新報社

間々田孝夫（2000)『消費社会論』有斐閣

山本武利（1989)『現代中国の消費革命』日経広告研究所

山本武利、西真平（1990）「中国市民の消費・広告意識」社会学研究（28)、一橋大学研究年報編集委員会（編）pp.3－80

李海峰（2004)『中国の大衆消費社会―市場経済化と消費者行動―』ミネルヴァ書房

劉敬文（1997)、「中国市場と市場調査」（情報の科学と技術）47 巻 7 号 pp.344－350

参考資料

「人民網（日本語版)」2011 年 1 月 10 日

「人民網（日本語版)」2011 年 2 月 1 日
(http://j.people.com.cn/94475/7285461.html)

「第 28 次中国インターネット発展状況統計報告」CNNIC（China Internet Network Information Center）2011 年 7 月 19 日

「中国インターネット発展状況統計報告(2010年)」CNNIC（China Internet Network Information Center）2011年1月
「中国統計年鑑（1996年)」中国国家統計局ホームページ
「中国統計年鑑（2007年)」中国国家統計局ホームページ
「中国統計年鑑（2010年)」中国国家統計局ホームページ
「中国情報ハンドブック（2009年版)」21世紀中国総研（編著）蒼蒼社
「中国網上支付用戸行為研究報告（2010－2011年)」（China Online Payment User Research Repot）iResearchホームページ
「中国銀聯（China UnionPay)」日本語ウェブサイト、http://jp.unionpay.com
「中国自動車工業協会統計情報網」2011年11月4日に公布した「2010年わが国自動車保有量状況分析」により
「31.8%的房貸一族已成房奴不敢換工作」中国青年報、2006年4月17日

長崎大学総合環境研究　第14巻　第２号　pp. 41－49　2012年４月

【研究ノート】

学校給食の評価のあり方に関する研究

本田藍*・秋永優子**・下村久美子***・阿曽沼樹**・糟須海圭子**・中村修*

Research on the State of Evaluation of a School Lunch Services

Ai HONDA, Yuko AKINAGA, Kumiko SHIMOMURA, Miki ASONUMA,
Keiko KISUMI and Osamu NAKAMURA

Abstract

Purpose: The purpose of this article is to be contributory to the establishment of standards for the evaluation of school lunch services through a summarization and evaluation of the past studies on evaluations of lunch services, and examination of effective evaluation methods for these lunches.

Examination Method: We used CiNii for retrieval of articles by using the query “school lunch services” and “evaluation”. As a result, a selection of 16 articles appropriate for our examination was originally chosen. First, outlines of these articles were organized. Then, the articles were evaluated based on the following five standards: i) The actual status of the social economy is reflected in the article; ii) The purpose of the evaluation is clearly described; iii) There is sound logic in the previous studies, which leads to the evaluation results in the article; iv) The changes in the subjects are described; and v) Objectivity and generality are described by comparison with preceding studies.

Result: There were only two articles that met all of the five evaluation standards out of the 16. The evaluation item iv) had the fewest articles applied.

Conclusion: It is necessary to establish standards of an evaluation so that school provided lunch menus would be improved by returning the evaluation to subjects.

Key words：School Lunch Services, Evaluation

１．序論

現在、子どもたちの食生活の乱れが指摘されている。

この現状を鑑み、子どもたちの食生活改善につながるような学校給食が求められている。よりよい給食献立を子どもたちに提供するためには、献立が評価され、改善されるという仕組みづくりが重要である。深津ら（2006）は、栄養士養成の立場から、献立作成は、単なる栄養価の数字合わせにとどまるのではなく、献立作成者自身が評価して問題点を発見し調整すべきであると述べている。

しかし、現状では、評価、改善する仕組みができていない。学校給食における栄養内容に関しては文科省から学校給食実施基準が出ていて、献立に関しては、「学校給食栄養報告(週報)書」を、選定された学校や共同調理場が年2回提出することになっている。しかし、それらには評価基準がない。福岡県内では、各校、各調理場が平均摂取栄養量や、エネル

＊　長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科
＊＊ 福岡教育大学
＊＊＊純真短期大学
受領年月日　2011 年 12 月 26 日
受理年月日　2012 年　3 月　5 日

ギー比、残食率、給食回数、平均食品摂取量などについて、年に数回、各都道府県教育委員会や保健所に提出することとなっているが、あくまで結果の報告である（秋永ら、2009）。他県のある自治体では、献立検討会等の会合において、学校栄養職員同士でお互いの献立についてコメントし合うが、そのチェックの根拠、基準が統一して示されていなかった。また、議論の結果、献立の改善につながったのかという確認もとられていなかった。

2005年に食育基本法が施行され、さらに2009年に学校給食法の改正により新たに「学校における食育の推進」が規定されて以来、学校給食の献立に対する「生きた教材」としての充実がこれまで以上に求められている。食育基本法の推進計画である食育推進基本計画においては、学校給食に対して数値目標が設定された。学校給食の献立は、効果の見える形での質的改善が必要とされている（秋永ら、2008）。献立の質的改善をおこなうには、献立作成者自身が献立の評価をおこなうことが重要であるが、生きた教材として望ましいか等といった献立の質の改善を目的とした評価（秋永ら、2008）や、「子どもたちにとって望ましい給食であるか（秋永ら、2001）」といった視点からの評価はおこなわれていない。

また、給食の評価に関しては、学校や病院、事業所等において様々な研究がおこなわれている[1]。しかし、それらの研究を系統的に分析、さらに評価までおこなった研究はみられない。

そこで、本研究では、これまで実施されてきた給食の評価に関する研究を整理、評価し、有効な給食評価方法について考察することで、給食評価の基準作成の一助とすることを目的とする。

そもそも、「評価」の意味は、「広辞苑」によると、「①品物の価格を定めること。また評定した価格。②善悪・美醜・優劣等の価値を判じ定めること。特に、高く価値を定めること」とある。教育評価は、教育に関する目標や価値を基準とし、それに照合して児童生徒の学習や行動や、あるいはまた教育計画の望ましさの度合いを判断するという意味であり、評価ということの中には、「観察される事象」と「観察者の価値の尺度」の2つの要因が含まれている、とされている（橋本、2003）。健康教育の分野においても、「評価とは関心のある事柄を受け入れられる基準と比較することである（日本健康教育学会、2003）」や、「評価を『対象項目』と『容認基準』との『比較』と定義したい（ローレンス、2005）」、とある。さらに、政策評価においても、「測定または分析された結果について、政策の目的や目標等の一定の尺度に照らして検討し、客観的な判断をおこなうこと（行政管理研究センター編、2006）」や、「評価等概念に内包されるものは、ひとつは、評価される実体の実績（Performance）に関する記述と、もうひとつは、その実績について判断を下すための標準（Standard）あるいは基準である（P.H.ロッシら、2005）」という表記がある。以上の記述から、本研究において評価を、「対象を基準と比較すること」と定義する。

2．調査方法

2－1．論文の検索方法と調査対象のスクリーニング

検索には、国立情報学研究所学術情報ナビゲータ（CiNii）を用いた。検索は、2011年9月におこなった。検索キーワードは「給食」「評価」とした。検索により抽出された118件の論文のうち、給食の献立自体の評価が主題となっていないもの、ある特定の料理・品目の評価や衛生管理等の調査を除く、という視点で選別した結果、24件の論文が該当した。それらの論文を国立国会図書館の蔵書検索・申込システム（NDL-OPAC）を利用し、取り寄せた。その際、3件の論文が蔵書無等の理由で取り寄せ不可となった。さらに、その内容を確認した結果、調査研究ではなかった5件の論文を除いた16件の論文を調査に使用した。

尚、今回の研究では、学術誌掲載査読付き論文の他、資料や紀要掲載論文等も含めて調査対象とした。

2－2．分析方法

2－1で抽出された論文について、まず評価の対象ごとに分類し、研究の概要について整理をおこなった。

その後、総務省による政策評価の内容点検（行政管理研究センター編、2006）と、P.H.ロッシら（2005）の提唱する理想的な評価理論を参考に、給食の理想的な評価に関する基準を作成し、この基準に基づき、各論文における評価の評価（メタ評価）をおこなった。

総務省による政策評価の内容点検とは、政策評価の妥当性に疑問を生じた場合、評価の内容に踏み込み点検している「内容点検」と言えるもので、総務省行政政策評価局がおこなっている。その内容は、①需要予測など、社会経済の実態などを反映していないと思われたもの、②あらかじめ設定した指標の測定結果や目標達成度合いが明らかにされずに評価

表1. 評価基準

文献	政策評価ハンドブックー評価新時代の到来ー	プログラム評価の理論と方法ーシステマティックな対人サービス・政策評価の実践ガイドー	評価基準
評価基準	①需要予測など、社会経済の実態などを反映していないと思われたもの	―	ⅰ）社会経済の実態等を反映しているか
	②あらかじめ設定した指標の測定結果や目標達成度合いが明らかにされずに評価結果が導かれていたもの	(a)評価の活動、過程、およびゴールを明確にし、	ⅱ）評価の目標が明確にされているか
	③評価結果を導く論理に疑問を持ったもの	(b)評価活動と、そうした評価活動が促進するところの過程およびゴールとの関連を解明し、	ⅲ）評価結果を導く論理が先行研究等から示されているか
	④政策の内容から判断して測定すべき効果を測定せずに評価結果を導いており、評価結果が妥当ではない可能性があると思われたもの	―	ⅳ）対象者の変化の記述（評価の還元による変化）がなされているか
	⑤評価に使われているデータの信頼性に疑問を持ったもの	(c)そのなかで、評価に関する研究、およびその他の批判的吟味を経た知識と対立するものを判別し、それに対処するために命題を経験的に検証する	ⅴ）先行研究と比較する等して客観性、普遍性を示しているか

結果が導かれていたもの、③評価結果を導く論理に疑問を持ったもの、④政策の内容から判断して測定すべき効果を測定せずに評価結果を導いており、評価結果が妥当ではない可能性があると思われたもの、⑤評価に使われているデータの信頼性に疑問を持ったものの5つである。この5つの視点に該当する政策については、改善が求められる。

P.H.ロッシら（2005）の提唱する理想的な評価理論は、世界各国で最も標準的な評価の教科書として高い評価を受けている「プログラム評価の理論と方法」において記されている。その内容は、(a) 評価の活動、過程、およびゴールを明確にし、(b) 評価活動と、そうした評価活動が促進するところの過程およびゴールとの関連を解明し、(c) そのなかで、評価に関する研究、およびその他の批判的吟味を経た知識と対立するものを判別し、それに対処するために命題を経験的に検証するもの、の3つである。この視点に沿った評価は、評価者が直面する状況にかかわらず、特定の結果をもたらすことを保証するとされている。

以上の視点を参考に、ⅰ）社会経済の実態等を反映しているか、ⅱ）評価の目標が明確にされているか、ⅲ）評価結果を導く論理が先行研究等から示されているか、ⅳ）対象者の変化の記述（評価の還元による変化）がなされているか、ⅴ）先行研究と比較する等して客観性、普遍性を示しているか、の5つを評価基準として設定した（表1）。

3．結果

3－1．論文の概要

1）評価の対象

論文を評価の対象ごとに分類した結果、小中学校、大学・短大、病院、高齢者施設、事業所、その他の6つのカテゴリーに分けることができた（表2）。対象として評価された件数が最も多いのは小中学校の給食で、16件中6件の論文が該当した。

また、対象と基準の比較に関しては、給食の献立自体を栄養価の基準（栄養所要量等）等と比較した論文1件（岡村、2000）、と、基準は特になく、年ごとに比較している論文5件[2]と、献立、料理ごとに比較している論文6件[3]があった。比較はおこなっておらず、現状の確認となっている論文1件（熊沢、1978）も見られた。

2）評価の視点、評価方法

評価の視点は主に、献立自体に関するものと、喫食者に関するものと、その他に分けられた（表3）。

献立自体に関する評価の視点のうち、最も件数が多いのは、栄養価・栄養素等と量で、それぞれ6件の論文が該当した。次に件数が多かったのは、食品数や食品の使用率等で、5件の論文が該当した。

喫食者に関する評価の視点では、喫食率・残菜率が2件、喫食時間と喫食者の健康状態等が、それぞれ1件ずつ該当した。

その他では、環境への配慮から、関係者の食育の実施状況、食器・箸等、施設・設備・人員（労力）等、様々な評価の視点が見られた。

表２．論文の概要１

論文名	研究の目的	評価の対象	研究の概要	評価の視点	結果の概要（評価をおこなうことにより、献立や子どもにどのような変化が出たか）
【小中学校】					
熊沢ら（1978）	グラム換算、栄養価の算定を必要とせず、調査用紙から直接食品数を用いて食物摂取状況を判定すること。	愛知県阿久比町4小学校10、11歳男女100名、名古屋市陽明小学校同年齢男女23名。食品数による栄養食品摂取状況推測の正当性調査のため、比較はなし。	調査用紙から直接とりあげた食品数の測定方法が栄養・食品摂取状況を推定できるものか否かについて検討した	食品数（延食品数、食品品目数）。	児童における食品数は、栄養、食品摂取状況を評価する一つの指標となるものと考えられる。
太郎良ら（1986）	食物消費の様相について年別変化を数量的に把握すること。	昭和37年1月から昭和56年12月までの20年間における岡山市の共同献立表から毎年任意に150献立表をとり、その献立表に記載された食品について調査。年間の比較。	鈴木らにより提案された個別性指標を用いて、昭和37年1月から昭和56年12月の20年間（3000献立表）にわたる岡山市学校給食共同献立表における個々の献立の個別性を検討。	食品の使用率と個別性指標値。	20年間の食物消費の様相について年別変化を数量的に把握する可能性を示唆した。
伊藤ら（1999）	O157による食中毒の発生に関係の深い大阪府A市の学校給食が、徹底した予防対策を講じた結果、発生前と比較して献立内容がどのように変化したかを明らかにすること。	平成7年11月分（発生前）と、中断していたA市の学校給食が再開した平成8年11月19日から12月16日（再開時）及び平成9年11月分（再開1年後）の学校給食献立表。年間の比較。	O157の集団食中毒発生に伴う、大阪府A市の学校給食の献立内容の変化について比較した。	献立内容（献立構成別、主菜の調理法別、主食別、デザート及びジャムの出現状況について分析）、供与食品数と供与量、供与栄養量の変化について分析。	1）再開時の献立構成は、“主食＋牛乳＋主菜”のみの献立が70%を占めていた。なお、主菜の調理方法は煮物が中心であった。また、再開1年後の献立構成をみると、“主食＋牛乳＋主菜”のみの献立構成は、33%に減っていた。2）平均供与食品数は、発生前17.1品目であったが、再開時には10.3品目に減少していた。なお、再開1年後には12.2品目まで回復していた。供与量では、野菜類の減少が顕著であった。3）再開時及び再開1年後の平均供与栄養素量を基準値と対比すると、鉄及びビタミンCの不足が目立った。
秋永ら（2001）	子どもたちに対して大きな影響力を持つ学校給食を、子どもたちにとって真に望ましいものとするために、方向性を具体的な内容を提示することによって明らかにすること。	小学校6校の高学年児童計926名、教師139名、学校栄養職員計4名、給食調理員計5名。学校間の比較。	学校給食の質の総合的な評価を、食文化教育の観点に立つことによって試みた。	炊飯方法、副食が出来あがって配缶後児童が食するまでの経過時間、料理の手作りと加工食品の使用、地場産物の使用、食物アレルギー児への対応、食品添加物無添加の調味料の使用、だし材料としての化学調味料の使用、使用している器具の材質、箸の種類、使用している食器洗浄剤、廃食油の処理方法、残菜の処理方法、栄養士及び調理員の教育参加の現状。	研究で用いた評価項目及び評価法は、普遍性が高いと考えられた。評価後、評価項目を改善のための指標とみなし、学校ごとに評価結果を項目をおって改めて点検することにより、給食に関わる具体的な改善策が得られた。
坂口（2007）	平成18年度における「食を大切にする教育」の全体の成果を評価すること。児童の給食の喫食状況の事態と今後の課題を明らかにすること。	平成17年度戸田市立A小学校、児童387名分及び教職員37名分の合計残菜率、および平成18年度同小学校、児童413名分及び教職員37名分の合計残菜率。月別、年度間の比較。	年度別の学校給食の残菜率の比較をおこなった。	残菜率。	すべての料理、すなわち主食・主菜・副菜および汁物について、平成18年度の残菜率は平成17年度と比較して低い値を示した。これらの結果より、平成18年度の年間を通した「食を大切にする教育活動」は成果が見られたと考えられる。
山内ら（2008）	食に関する指導の時間を確保するための給食管理業務の効率化。	千葉県の春のモデル献立20回。献立間の比較。	栄養教諭や栄養教諭を目指している学校栄養職員が利用できる千葉県の学校給食のモデル献立を作成し栄養価等の検討	現基準、試案（エネルギー、たんぱく質、脂質、カルシウム、鉄、マグネシウム、亜鉛、ビタミンA、B1、B2、C、食物繊維、食塩相当量）、食事摂取基準。	20回（1ヶ月）の春モデル献立ができ、栄養価評価をおこなったところ、概ね良好な結果が得られた。
【大学、短大】					
亀尾ら（1970）	当短大栄養士課程学生による栄養指導実習の質的栄養価の評価を得ること。	帯広大谷短期大学栄養士課程学生による学内給食（栄養指導実習）昭和41年度から44年度までの実施回数計76回。年度間の比較。	昭和41年度から44年度までの学内給食の資料を基に給与したたんぱく質の質的考察を見るため、必須アミノ酸の算出によって各年度のプロテインスコアおよびケミカルスコアの比較検討をおこなった。	アミノ酸含有食品使用料、蛋白質摂取量、プロテインスコア、ケミカルスコア。	学内給食におけるタンパク質の栄養評価は、アミノ酸組成比によってプロテインスコアまたはケミカルスコアのいずれの数値からも、卵・乳・魚介・肉等の動物性たんぱく質の増量摂取の必要性が示された。
柏倉ら（1992）	記述なし	駒沢女子短期大学の給食管理実習における9の実施献立。献立間の比較。	SD法の評価を用いて、献立や料理についての嗜好の傾向や、喫食率とのかかわりについて検討した。	量、盛り付け、硬さ、味付け、総合評価（おいしさ）について、SD法、5点評価尺度により分析。	料理別の評価では、「量」が多いと評価された料理は、「調理法別喫食率」で低い喫食率をしめした。「味付け」や「硬さ」の評価の低い料理も低い喫食率を示した。各献立別の評価平均では、低い評価の献立がかならずしも喫食率が低い傾向はみられなかった。
深津ら（2006）	給食用献立作成演習を真に役立つものにすること。	短期大学部の食物栄養専攻の2年生40人が、課題1、2、3で作成した献立。課題間の平均点の比較。	専門家の使うシステムに学習を支援する機能を付加した献立作成演習システムを開発（演習システム利用は学習者の献立作成を効率化することを、献立の評価によって明らかにした）。	①見た目・彩り、②料理に相応しい食品と量、③味のバランス、④食品数と食品構成、⑤安全性、⑥施設・設備、⑦料理の形態（和風、洋風等）、⑧料理方法の組み合わせ（煮物、焼き物等、⑨旬（季節感）、⑩栄養価、⑪費用、⑫人員（労力）。	演習システムを利用すると30分程度で献立の作成、調整ができ、教師による教授知識を有効に活用すると、効果的な指導ができることが確かめられた。
筒井ら（2008）	今後の給食管理学内実習における栄養管理や献立立案の基礎資料とすること。	アンケート回答者は、県立新潟女子短期大学生活科学科食物栄養専攻2年生40名、教員3名、計43名。評価対象は給食管理学内実習における指定献立である、ごはん、しじみのみそ汁、白身魚のフライ（マヨネーズソース）、粉ふきいも、ほうれん草の胡麻和え、茶わん蒸し、ココナッツミルクゼリー。料理間の比較。	指定献立である基本実習Ⅱの献立（19歳女子）に基づき、各班（13～14名）が大量調理機器を利用して作業工程を進め給食を提供した際の喫食アンケートにおいて、食べ物のおいしさに深くかかわっている項目「食感」に注目し、給食のおいしさ（満足度）に及ぼす触感の影響について検討。	「外観」「分量」「味付け」「食感」「温度」の各項目を5段階評価法により、（大変悪い：1点、悪い：2点、普通：3点、良い：4点、大変良い：5点）と評価をつけ、最後に各献立の項目「総合評価」を同様に5段階で評価。	指定献立である基本実習Ⅱにおいて、いずれの班の給食も高い「総合評価」が得られた。食感は大量調理を伴う給食のおいしさに大きく寄与していることが示唆された。
三好ら（2004）	大量調理により提供された料理の栄養成分をとらえ、特定給食施設の栄養管理の基礎情報を得ること。	平成15年5月9日から6月20日に栄養士養成課程の給食管理実習として献立作成、調理供食された5献立21料理。献立間の比較。	女子大生を対象とした給食献立について、抗酸化性分としてビタミンC含有量、総ポリフェノール含有量、抗酸化性の評価として、DPPHによりラジカル消去能の挙動を分析し、大量調理により提供された食事の評価をおこなった。	ビタミンC含有量、総ポリフェノール含有量、DPPHラジカル消去能。	総ポリフェノール含有量、DPPHラジカル消去能の面から野菜類を多く含む大量調理の献立は、健康の保持・増進の一翼を担うものと評価できる。

表 2. 論文の概要 2

論文名	研究の目的	評価の対象	研究の概要	評価の視点	結果の概要(評価をおこなうことにより、献立や子どもにどのような変化が出たか)
【病院】					
岡村ら(2000)	記述なし	3施設の病院における普通食の献立(A病院15日間、B病院24日、C病院42日間の合計81日間)。第六訂改訂所要量との比較。	病院給食の献立表を用いての栄養価算定量と第六次改定栄養所要量との比較をおこなった。	四訂日本食品標準成分表および、同編・日本無機質成分表を用い、特にマグネシウム、亜鉛、銅について算定した。	第五次栄養所要量に示されている栄養素については問題ない値がえられたが、新たに策定されたマグネシウム、亜鉛、銅については所要量を充足するものではなかった。
山下(2011)	糖尿病食の治癒効果を見ること。	糖尿病食喫食者650名。年間の比較。	糖尿病食喫食者650名を対象に、平成22年年に1年間の調査を実施。	空腹時血糖値、コレステロール、中性脂肪等。	1年間の糖尿病食で病態が改善。
【高齢者施設】					
市川ら(1999)	PEM(たんぱく質・エネルギー低栄養状態)予防・改善の観点から高齢者施設の給食サービスを栄養管理サービスの一環として効率的、効果的なシステムに改善すること。	対象者は、福井県内特別養護老人ホーム7施設の入居高齢者のうち、直接回答ならびに栄養士看護婦等による面接聴取が可能な127人。献立は、1997年10月から1998年1月の3ヶ月間に各施設が任意の1ヶ月間を選び、1週間に無作為選定した3日間を連続4週間、合計12日間にわたり、秤量法による食事調査の結果を利用。献立間の比較。	給食サービスにおける献立計画、食事提供量の精度についての評価項目の検討を試み、栄養アセスメント項目としての喫食率を適正に評価・判定するための条件について検討をおこなった。	献立上の基準量と実際の配ぜん量との差、配ぜん量ならびに喫食量に対する主食・主菜のエネルギー・たんぱく質の寄与率、主食・主菜の種類と喫食率との関係等について評価・検討。	1)配膳時における主食のエネルギー寄与率、主菜のたんぱく質寄与率は極めて低く、献立間の変動率も高かった。2)主食、主菜、副菜、その他の区分を修正後、主食のエネルギー寄与率、主菜のたんぱく質寄与率は共に修正前より改善し、献立間の変動率は低くなった。このことから、従来の献立区分は給食管理上適正に行われていなかったことが明らかになった。3)主食、主菜の平均喫食率は高いにもかかわらず、配膳率、喫食率ともに個人間変動が高く、配膳量の標準化をはかる必要性が示唆された。4)高齢者の栄養管理を効率的に行うためには、主食、主菜の各料理におけるエネルギー・たんぱく質寄与率を十分に配慮した献立計画が必要であることが明らかになった。
【事業所】					
照井(2005)	喫食者ニーズに対応したメニュー開発と差別化、商品化及び販売促進につながる要因を探り、経営効率を上げるメニューマネジメントの基礎資料とすること。	事業所給食施設T社における工場給食の平成11年1月～平成15年12月の実施基本食の主菜メニュー727品目。年度間の比較。	S社が受託しているT社の事業所給食において、平成11年から平成15年までの5年間に供食された主菜メニューを利用度別、様式別、主材料別、調理法別のメニュー品目及び出現状況、変動状況を調査。	ビジネスツールのZチャート、ABC分析、商品ポートフォリオの分析手法を用い、利用度別、様式別、主材料別、調理法別のメニュー品目及び出現状況と変動状況を集計し、分散分析をおこなう。	年度別の変化に差はみられなかった。
【その他】					
小平(2008)	記述なし	対象者は名寄市の学童保育1～4年生10名、高齢者(名寄市の老人クラブ会員)9名、大学生(名寄市立大学保健福祉学部、市立名寄短期大学児童学科)23名、計42名。対象者の年代間の比較。	地場産品を使用した給食献立を異世代の給食対象者に試食してもらい、給食献立の評価、ライフステージに適した分量の給食提供による喫食量調査、地場産品使用のメリットについて検討。また、食環境を整え、子供、高齢者、大学生の異世代間の交流をおこない、おいしさ、たのしさに及ぼす効果についても検討。	おいしさ、分量、見た目、味。	給食献立は、全体的には献立のおいしさ、見た目、味、分量ともに評価が高かったが、献立の味については大学生の評価は厳しかった。①ライフステージに適合した栄養量を提供したことにより全体の喫食状況は良好だった②地場産品の利用は、地域とのかかわりから大きく評価された③異世代間の交流、大学生の4学科交流は、交流や協力の楽しさが給食のおいしさに反映し、食育効果、QOLの向上に貢献した。

表3. 評価の視点、評価方法

評価の視点、評価方法	論文	件数
【献立自体に関して】		
栄養価、栄養素等	伊藤ら（1999）、山内ら（2008）、亀尾ら（1970）、三好ら（2004）、岡村ら（2000）、市川ら（1999）	6
量	伊藤ら（1999）、柏倉ら（1992）、深津ら（2006）、筒井ら（2008）、市川ら（1999）、小平（2008）	6
食品数や食品の使用率等	熊沢ら（1978）、太郎良ら（1986）、伊藤ら（1999）、深津ら（2006）、照井（2005）	5
食感や味	柏倉ら（1992）、深津ら（2006）、筒井ら（2008）、小平（2008）	4
見た目	柏倉ら（1992）、深津ら（2006）、筒井ら（2008）、小平（2008）	4
献立構成等、献立内容	伊藤（1999）、深津ら（2006）、市川ら（1999）、照井（2005）	4
調理方法	秋永ら（2001）、深津ら（2006）	2
食品、食材の安全性	秋永ら（2001）、深津ら（2006）	2
旬	深津ら（2006）	1
費用	深津ら（2006）	1
温度	筒井ら（2008）	1
【喫食者に関して】		
喫食率、残菜率	坂口（2007）、市川ら（1999）	2
喫食時間	秋永ら（2001）	1
喫食者の健康状態等	山下（2011）	1
【その他】		
環境への配慮	秋永ら（2001）	1
関係者の食育の実施状況	秋永ら（2001）	1
食器、箸など	秋永ら（2001）	1
施設、設備、人員（労力）	深津ら（2006）	1

また、深津ら（2006）は、評価の視点の全18項目中、10項目を網羅しており、幅広い視点からの評価をおこなっていた。

3－2．論文の評価

1）社会経済の実態等を反映しているか（対象の課題や社会的目標等）

社会経済の実態等を踏まえた記述がなされている論文は、16件中10件であった（表4）。その内容は、栄養計算の煩雑さ等の栄養管理や調理の技術的な問題から、食中毒問題、高齢者の低栄養状態、児童の肥満傾向等の社会問題まで、様々な課題があげられていた。

2）目標が明確にされているか

研究の目標が明確にされている論文は、16件中13件であった。多くの論文が何らかの目標を示してはいたが、特に研究目標を示していない論文も見られた。

3）評価結果を導く論理が先行研究等から示されているか

調査方法において、評価結果を導く論理が先行研究等から示されている論文は、16件中10件であった。その他6件の論文は、独自の調査方法を用いていた。

4）対象者の変化の記述（評価の還元による変化）

評価を対象者に還元することで、対象者が変化したかどうかを記述している論文は、16件中3件であった。

5）先行研究と比較する等して客観性、普遍性を示しているか

先行研究と比較する等して客観性、普遍性を示している論文は、16件中8件であった。

表４．論文の評価

論文名	ⅰ）社会経済の実態等を反映しているか（対象の課題や社会的目標等）	ⅱ）目標が明確にされているか	ⅲ）評価結果を導く論理が先行研究等から示されているか	ⅳ）対象者の変化の記述（評価の還元による変化）	ⅴ）先行研究と比較する等して客観性、普遍性を示しているか
【小中学校】					
熊沢ら（1978）	一般的な栄養食品摂取の評価は時間と手間を要し即座に計算値を出すことは容易でない	○	○	×	×
太郎良ら（1986）	×	○	○	×	×
伊藤ら（1999）	学校給食における食中毒事件	○	○	×	×
秋永ら（2001）	学校給食関係者が学校給食を客観的に評価できないために、質の高い学校給食を目指すという態度がとられない	○	○	学校給食に対する児童及び教師の認識の変化、さらに協力校への評価結果のフィードバックがおこなわれている	○
坂口（2007）	児童の偏食傾向、朝食欠食、肥満の割合の高さ	○	×	×	×
山内ら（2008）	栄養教諭の職務内容の多さと時間のなさ	○	○	×	○
【大学、短大】					
亀尾ら（1970）	×	○	○	×	○
柏倉ら（1992）	×	×	×	×	○
深津ら（2006）	献立作成経験の少ない学習者は、作成した献立の栄養価や食品構成に注意を奪われて、栄養価の数字合わせの調整をしてしまいがちである	○	○	学生の献立作成能力の変化に関する記述あり	×
筒井ら（2008）	×	○	×	×	×
三好ら（2004）	少量調理とは異なる調理過程の変動要因が、大量調理により提供されている料理の栄養成分の把握を困難なものとしていること	○	○	×	○
【病院】					
岡村ら（2000）	×	×	○	×	○
山下（2011）	×	○	×	×	×
【高齢者施設】					
市川ら（1999）	高齢者のたんぱく質・エネルギー低栄養状態	○	○	献立内容再度見直しの結果、主食のエネルギー寄与率、主菜のたんぱく質寄与率は共に修正前より改善し、献立間の変動率は低くなった	○
【事業所】					
照井（2005）	給食経営環境の競合激化	○	×	×	○
【その他】					
小平（2008）	学校給食以外の給食施設には、それほど地場産給食は普及していない	×	×	×	×

○：評価基準に関連する記述あり　×：評価基準に関連する記述なし

４．考察

１）評価の視点について（参考になる評価の視点、評価方法について）

全体で最も件数の多かった栄養価、栄養素等は、すでに学校給食実施基準においてその適正値が定められているものが多かった。その他の評価の視点については、偏りはあったものの、その内容は幅広く、献立自体に関するものから、喫食時間や、喫食者の健康状態、さらには、残菜率や環境への配慮など、様々なものが見られた。

栄養教諭制度発足以来、学校栄養職員は給食管理業務に加え、食に関する指導業務をおこなうことが求められている。しかし、学校給食現場からは給食管理業務で手いっぱいとなり、食に関する指導を十分に実施することができないという声が聞かれる。そこで、献立評価をおこない、評価の高い献立をモデル献立とすることで、給食管理業務の効率化が可能となる。本研究対象の山内ら（2008）は、「給食

管理業務には、献立作成、発注業務、調理指導、衛生管理等があるが、このうち献立作成は生きた教材として毎日児童生徒の評価にさらされると同時に、栄養士の力量が試されるため最も時間を費やされる業務である。児童生徒が量、質ともに満足する、食品衛生的にも配慮がされたモデル献立をあらかじめ立てておき、いつでも利用できる形態にしておくことで、献立作成の時間の短縮はもちろんのこと、その後の発注業務の円滑化、調理指導、衛生管理の標準化も可能になり、給食管理業務の時間短縮にもなる。その結果、効率よく食の指導のための時間を確保できると考えられる（山内、2008)」と述べ、栄養教諭の職務である食に関する指導の時間を確保するために、献立作成業務の合理化を進めるという視点で研究をおこなっていた。この視点は、今後の学校給食における評価を実施していく上で重要な視点となると考えられる。

深津ら（2006）は、作成した評価方法をパソコンのソフトに打ち込むことで、自動的に評価をおこなうことができるシステムを作成しており、このようなシステムの開発、普及も栄養教諭の給食管理業務の効率化に貢献すると考えられる。

2）論文の評価結果について

本研究における5つの評価基準をすべて満たしている論文は、16件中2件のみであった。評価基準の中でも、最も該当する論文の件数が少ない項目は、iv）対象者の変化の記述（評価の還元による変化）がなされているか、であり、16件中3件であった。そのうち、秋永ら（2001）は、学校給食に対する評価を行い、その結果を協力校へフィードバックすることにより、給食担当者や喫食者である児童や教師の意識が変化し、給食改善を促した。深津ら（2006）は、独自の演習システムを利用することで、学生の献立作成を効率化することを、献立の評価によって明らかにしている。さらに、市川ら（1999）は、献立の評価結果を調査施設に還元した結果、課題を踏まえて献立が改善されたと記している。

給食においては、献立の内容評価をおこなうことで、評価項目を念頭に置いた意識的な献立作成がなされ、また評価結果のフィードバックによって次の献立改善が図られることにつながるような仕組みづくりが、給食の質を高めるために必要なことである（秋永ら、2007、2009)。しかし、本研究では、評価を対象者に還元することで、対象者が変化したかどうかを記述している論文は、16件中3件と少なかった。

学校給食法の改正により、給食は、これまで以上に食育の生きた教材となるような献立作りが求められており、質の改善が必要となっている。したがって、評価を還元することで、献立が改善するような評価の基準づくりが求められる。

5．結語

本研究では、これまで実施されてきた給食の評価に関する研究を整理、評価し、有効な給食評価方法について考察をおこなった。その結果、評価を評価対象に還元することで、給食献立が改善するような評価の基準づくりが重要であることが導き出された。

今後は本研究を基に、評価方法の確立を目指す。

効果的な評価方法が作成されれば、評価の高い献立をモデル献立として、学校栄養職員の献立作成業務の大幅な短縮等、業務の効率化に貢献できる。

なお、本研究は科学研究費助成事業（23500881）「高齢者のための訪問給食サービスにおける献立の改善とその仕組みに関する研究」（代表研究者 秋永優子）により実施されたものである。

注

[1] 秋永ら（2001)、市川ら（1999)、伊藤ら（1999)、岡村ら（2000)、小平（2008)、柏倉ら（1992)、亀尾ら（1970)、熊沢ら（1978)、坂口（2007)、太郎良ら（1986)、筒井ら（2008)、照井（2005)、深津ら（2006)、三好ら（2004)、山内ら（2008)、山下（2011）

[2] 太郎良ら（1986)、伊藤ら（1999)、坂口（2007)、亀尾ら（1970)、照井（2005）

[3] 山内ら（2008)、柏倉ら（1992)、筒井ら（2008)、三好ら（2004)、山下（2011)、市川ら（1999）

文献

秋永優子、中村修、食文化教育の観点から行う学校給食評価の試み、日本調理科学会誌、34巻、181-189（2001）

秋永優子、中村修、下村久美子、片渕結子、渡邊美穂、宮崎藍、学校給食における献立評価の意義と評価項目の検討、総合環境研究、10巻1号、1-10（2007）

秋永優子、中村修、下村久美子、安部めぐみ、宮崎藍、渡邊美穂、片渕結子、食育基本法の趣旨を踏まえた学校給食献立改善のための評価の視点と試み、日本食育学会誌、2巻、149-157（2008）

秋永優子、中村修、下村久美子、井上由岐子、藤田雪子、本田藍、片渕結子、学校給食の質的改善のための給食献立評価の基準および評価票の提案、総合環境研究、11巻2号、27－38（2009）
市川陽子、高野美幸、杉山みち子、高齢者施設における給食サービスに関する評価--栄養アセスメント項目としての喫食率を適正に評価・判定するための条件について、日本大学国際関係学部生活科学研究所報告、22巻、39-47（1999）
伊藤良子、原登久子、大阪府下での腸管出血性大腸菌 O157食中毒に伴う学校給食の献立内容変化とその評価、榮養學雑誌、57巻、91-96（1999）
岡村吉隆、原登久子、病院給食における給与栄養量の評価：特にミネラルについて、大阪樟蔭女子大学論集、37巻、93-105（2000）
小平洋子、地場産品を使用した異世代給食試食会：給食献立の評価と異世代交流の効果
地域と住民：道北地域研究所年報、26巻、65-72（2008）
柏倉久代、篠原能子、給食管理実習時における喫食状況（2）:SD 法による献立の評価、駒沢女子大学研究紀要、25巻、63-67（1992）
亀尾繁子、押切民子、学内給食における蛋白質の栄養評価(調査)：プロティンスコア・ケミカルスコア、帯広大谷短期大学紀要、8巻(自然科学_教育科学)、39-45（1970）
行政管理研究センター編、政策評価ハンドブック－評価新時代の到来－、ぎょうせい、p.251（2006）
熊沢昭子、竹内邦江、酒井映子、食生活診断に関する研究(第5報)：摂取食品数による評価方法の検討、名古屋女子大学紀要、24巻、77-82（1978）
坂口寄子、栄養指導の現場から学校給食の残菜率からみた食育の評価、保健の科学、49巻、 267-272（2007）
太郎良裕子、鳴坂美和子、学校給食献立表の評価の試み、日本栄養・食糧学会誌、39巻、 220-230（1986）
筒井和美、佐藤恵美子、給食管理学内実習における喫食アンケートの集計結果から一考察：給食のおいしさに及ぼす食感の影響(自然科学編)、県立新潟女子短期大学研究紀要、45巻、29-35（2008）
照井眞紀子、事業所給食の経営戦略の要因としてのメニュー分析、名古屋文理大学紀要、5巻、67-79（2005）
日本健康教育学会、健康教育ヘルスプロモーションの展開、保健同人社、p.247（2003）
橋本重治、教育評価法概説、 図書文化社、p.235（2003）
深津智惠美、松永公廣、給食献立作成演習用シミュレーションの開発と評価、園田学園女子大学論文集 40巻、73-89（2006）
三好恵子、堀内可奈美、大川友美子、柴田圭子、安原安代、給食献立のビタミンＣおよびポリフェノール含有量と DPPH ラジカル消去能、女子栄養大学紀要、35巻、49-56（2004）
茂木専枝、学校給食実務書、光生館、p.51（2001）
山内好江、渡邊智子、山田正子、鈴木亜夕帆、布施望、土橋昇、千葉県の中学校給食のモデル献立作成と評価：春のモデル献立（自然科学編)、千葉県立衛生短期大学紀要、27巻、51-60（2008）
山下茂子、病院食をどう評価するか（特集おいしい食事を提供しよう病院食の基本と献立の工夫）--(病院食・福祉施設給食の基本)、ニュートリションケア、4巻、391-395（2011）
P.H.ロッシら、プログラム評価の理論と方法－システマティックな対人サービス・政策評価の実践ガイドー、日本評論社、p.418（2005）
ローレンス・W. グリーン、マーシャル・W. クロイター、実践ヘルスプロモーション―PRECEDE - PROCEED モデルによる企画と評価、 医学書院、p.361（2005）

○長崎大学環境科学部総合環境研究刊行内規

平成23年２月16日
教 授 会 決 定

（趣旨）

第１条　この内規は，『総合環境研究』（以下「紀要」という。）の刊行を円滑にするため，必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　紀要は，和文では『総合環境研究』，英文では『JOURNAL OF ENVIRONMENTAL STUDIES，NAGASAKI UNIVERSITY』と称する。

（掲載論文）

第３条　紀要に掲載することができるものは，学術論文及び学術資料（研究ノート・翻訳・翻刻・目録・図録・年譜・註釈・研究資料等）とし，いずれも未発表のものに限る。

「学術論文」は，環境科学に関する独創的研究の論文で，それ自身独立して価値ある結論あるいは事実を含むものとする。

（紀要の刊行回数）

第４条　紀要は，原則として，年２回刊行する。

２　各年度における紀要は，同一の「巻（Volume）とし，当該年度第１回刊行のものを「第１号（No.1)」とし，第２回刊行のものを「第２号（No.2)」とする。

（編集）

第５条　紀要の編集実務は，編集委員会が行う。

（編集委員会）

第６条　編集委員会は，総務委員会委員長が委員長となり，総務委員会委員及び委員長が必要と認めた若干名の委員からなる。

（原稿の採否）

第７条　学術論文原稿の採否は，編集委員会が査読者からの査読結果を得て決定する。査読者は，各学術論文について２名とし，学部外の専門家を含まなければならない。

２　学術資料原稿の採否は，編集委員会が決定する。

３　受理できないと判断された原稿は，理由を明記して投稿者に返却する。

（投稿資格）

第８条　紀要に投稿できる者は，環境科学部の教育研究を担当する長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科専任教員（以下「専任教員」という。）及び専任教員の推薦を受け編集委員会が認めた者とする。

（投稿締切日）

第９条　原稿は，原則として，次に掲げる日までに編集委員会に提出しなければならない。なお，原稿採択日をもって「受理年月日」とする。

(1) 第１号　４月30日

(2) 第２号　10月31日

（校正）
第10条　校正は，原則として2校までとする。
2　校正は，編集委員会を経由して投稿者の責任においてすみやかに行わなければならない。
3　校正は，誤植等の訂正のみに限るものとし，校正時における加筆等は一切認めない。
（経費負担）
第11条　紀要刊行に要する経費は，刷り上がり1ページにつき千円を各投稿者の負担とし，残額を共通費負担とする。ただし，カラー写真，カラー図表等の実費については，別途投稿者の負担とする。
2　共著の場合の前項にかかわる投稿者負担費用は，共著者で負担する。
3　専任教員の推薦により投稿しようとする者の投稿者負担費用は，推薦者が負担する。
（別刷）
第12条　別刷は，実費個人負担で必要部数を投稿者に配布する。
（紀要の配布）
第13条　紀要の配布先は別に定める。
（補則）
第14条　この内規に定めるもののほか，紀要の刊行に関し必要な事項は，総務委員会において審議し，教授会において決定する。

附　則

この内規は，平成16年4月1日から施行する。

附　則

この内規は，平成18年4月1日から施行する。

附　則

この内規は，平成19年4月1日から施行する。

附　則

この内規は，平成19年7月1日から施行する。

附　則

この内規は，平成20年4月1日から施行する。

附　則

この内規は，平成23年4月1日から施行する。

「総合環境研究」第14巻 第2号

編集委員

菅原　　潤（委員長）

杉山　和一

戸田　　清

深見　　聡

宮西　隆幸

2012年4月30日発行

・　発行者・長崎大学環境科学部
・　・　「総合環境研究」編集委員会
・　〒852-8521・長崎市文教町1番14号
・　・　・　電話 095-819-2713
・　・　・　FAX 095-819-2716
・　印刷所・(有)　出島印刷所
・　〒850-0843・長崎市常盤町1番54号
・　・　・　電話 095-824-6000
・　・　・　FAX 095-828-0147

JOURNAL OF
ENVIRONMENTAL STUDIES
NAGASAKI UNIVERSITY
Vol.14 No.2

CONTENTS

A Process of Positive Attitude to Renewable Energy From the Perspective of Intrinsic Motivation
Minoru HOSAKA ····· 1

Du recrutement des « officiers » de la nouvelle maréchaussée
Shinobu MASAMOTO ····· 11

The Current Status and Rerated Issues of Creation and Utilization
of Documents by Environmental Administrations
Haruna ENDO and Osamu NAKAMURA ····· 23

The Features of Mass Consumption Society in China －By Comparison with Japan－
Rinn TEI and Kenji TANIMURA ····· 29

Research on the State of Evaluation of a School Lunch Services
Ai HONDA, Yuko AKINAGA, Kumiko SHIMOMURA, Miki ASONUMA,
Keiko KISUMI and Osamu NAKAMURA ····· 41

FACULTY OF ENVIRONMENTAL STUDIES
NAGASAKI UNIVERSITY
NAGASAKI, JAPAN
APRIL 2012